

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

Allganize Holdings株式会社

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	5
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	13
5. 従業員の状況	14
第2 事業の状況	15
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	15
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	21
3. 事業等のリスク	22
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
5. 重要な契約等	33
6. 研究開発活動	34
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	36
第4 提出会社の状況	37
1. 株式等の状況	37
2. 自己株式の取得等の状況	81
3. 配当政策	82
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	83
第5 経理の状況	95
1. 連結財務諸表等	96
(1) 連結財務諸表	96
(2) その他	149
2. 財務諸表等	155
(1) 財務諸表	155
(2) 主な資産及び負債の内容	164
(3) その他	164
第6 提出会社の株式事務の概要	165
第7 提出会社の参考情報	166
1. 提出会社の親会社等の情報	166
2. その他の参考情報	166
第二部 提出会社の保証会社等の情報	167
第三部 特別情報	168
第1 連動子会社の最近の財務諸表	168

第四部 株式公開情報	169
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	169
第2 第三者割当等の概況	170
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	170
2. 取得者の概況	174
3. 取得者の株式等の移動状況	177
第3 株主の状況	178
[監査報告書]	巻末

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山 隆介 殿
【提出日】	2026年9月30日
【会社名】	Allganize Holdings株式会社
【英訳名】	Allganize Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 イ・チャンス
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目3番1号
【電話番号】	03-4400-4800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 小林 健作
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目3番1号
【電話番号】	03-4400-4800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 小林 健作

第一部【企業情報】

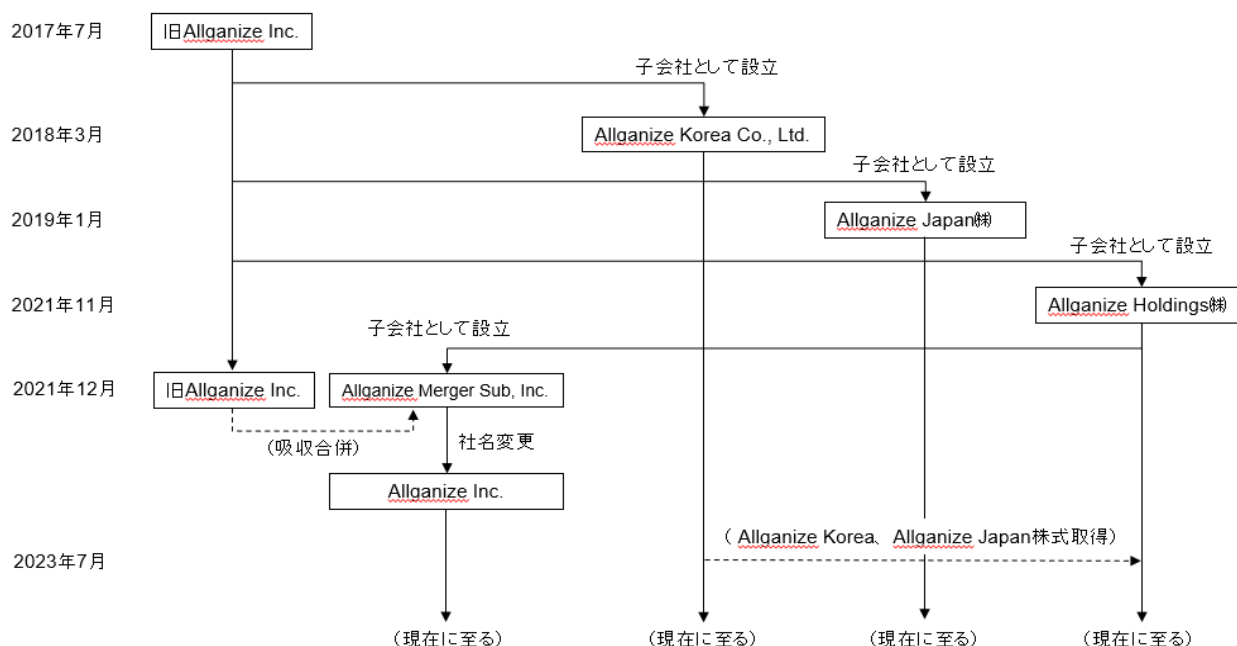
第1【企業の概況】

(はじめに)

1. 当社グループの変遷

当社グループは、2017年7月にAllganize Inc. を設立し、米国カリフォルニア州に創業したことが始まりとなっております。そして、販売領域の拡大を図るため、2018年5月に韓国拠点としてAllganize Korea Co., Ltd. を、日本拠点として2019年1月にAllganize Japan株式会社をそれぞれ設立すると共に、管理機能を日本に移すことを目的として2021年11月にAllganize Holdings株式会社（当社）を設立しました。その後、2021年12月に、当社の子会社であるAllganize Merger Sub, Inc. を存続会社、2017年7月設立の当社グループ創業会社であるAllganize Inc.（以下「旧Allganize Inc.」といいます。）を消滅会社とする三角合併を実施し、Allganize Merger Sub, Inc. は合併後に商号をAllganize Inc. に変更しております（以下、当該商号変更後のAllganize Merger Sub, Inc. を「現Allganize Inc.」といいます。）。当社は、旧Allganize Inc. からAllganize Korea Co., Ltd. 及びAllganize Japan株式会社に係る株式を取得することにより、当社グループの親会社となり、現在に至っております。当社は、持株会社として当社グループの経営方針策定及び経営管理を行っております。

当社グループの設立から現在に至るまでの主要な変遷を図示しますと、以下の通りであります。



なお、当社は、過年度に実施したインバージョン取引により、米国税法上のインバージョン税制の適用を受けており、米国連邦法人税の観点では米国法人として取り扱われています。これに伴い、当社は日本税法に基づく税務申告のみならず、米国税法に基づき、米国法人としての税務申告を実施しています。

2. 当社が日本において上場する目的

当社グループは、「AIによって全てのビジネスのワークフローを自動化・最適化する」ことをビジョンに掲げており、事業をより一層成長させるためには、プロダクト開発・研究体制の強化、営業・マーケティング人材の拡充及び海外展開の加速等を通じた事業基盤の拡大に向け、資金調達能力の拡大、社会的信用度・知名度の向上等が重要と考えて株式上場を検討してまいりました。上場先を検討する中で、当社グループの売上高を踏まえ重要市場の1つである日本において上場することが適切と考えたこと、また、日本の資本市場は当社グループの事業内容及び成長性に対する投資家の理解を得やすく、中長期的に安定した株主基盤を構築しやすいと考えられること等から、日本における上場が最も適切と判断しました。加えて、日本の会社法に基づく当社の株式を上場する形が投資家にとって親和性があり、投資家保護の観点からも望ましいと判断したため、上記のグループ内組織再編を実施し、当社を最終持株会社とした上で上場申請に至りました。

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期
決算年月	2024年9月	2025年9月
売上高 (百万円)	684	1,336
経常損失 (△) (百万円)	△790	△5
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△746	9
包括利益 (百万円)	△747	15
純資産額 (百万円)	2,942	2,961
総資産額 (百万円)	3,250	3,572
1株当たり純資産額 (円)	△233.40	△229.17
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△133.91	△35.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	90.52	82.89
自己資本利益率 (%)	—	0.32
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△555	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△35	△18
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,033	△11
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,036	3,116
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	63 (—)	76 (—)

- (注) 1. 第4期及び第5期において、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失(第4期)及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しておりますが、これは主として、売上高が増加した一方で、事業拡大に伴う人件費、開発費等の費用の増加に、当該売上高の増加が追いつかなかったことによるものであります。
2. 第5期においては、親会社株主に帰属する当期純利益を計上しておりますが、優先株式に係る累積的な優先配当額を控除して算定しているため、1株当たり当期純損失(△)となっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 種類株式に対する残余財産配分額を控除して算定しているため、第4期及び第5期の1株当たり純資産額がマイナスとなっております。
5. 第4期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
8. 第4期及び第5期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月	2021年12月	2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月
営業収益 (百万円)	—	—	—	11	26
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	—	△32	△183	△290	219
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△0	△32	△209	△291	219
資本金 (百万円)	0	0	0	80	82
発行済株式総数					
普通株式 (株)	7,326,196	7,432,920	7,432,920	7,511,467	7,566,498
A種優先株式 (株)	3,580,448	3,580,448	3,580,448	3,580,448	3,580,448
A-2種優先株式 (株)	3,229,750	3,229,750	3,229,750	3,229,750	3,229,750
B種優先株式 (株)	—	—	—	3,145,883	3,145,883
純資産額 (百万円)	0	△31	△241	2,522	2,744
総資産額 (百万円)	0	1	109	2,651	2,785
1株当たり純資産額 (円)	△224.22	△225.22	△253.44	△289.35	△257.81
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△29.43	△25.25	△43.80	△72.81	△7.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	71.0	△1,566.8	△222.24	95.11	98.55
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	8.32
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	0	0	0	0	2

- (注) 1. 第1期は設立期であり、営業収益、販売費及び一般管理費並びに営業外収益及び営業外費用のいずれも発生していないため、経常損益は発生しておりません。第2期から第4期まで経常損失及び当期純損失を計上しておりますが、これは、当社が持株会社であり、営業収益が子会社からの経営指導料に限られる一方、役員報酬、管理部門の人件費、上場準備に係る費用等の一般管理費を継続的に負担しており、営業収益が当該費用を回収するに至らなかったことによるものであります。
2. 第5期においては、当期純利益を計上しておりますが、優先株式に係る累積的な優先配当額を控除して算定しているため、1株当たり当期純損失 (△) となっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 種類株式に対する残余財産配分額を控除して算定しているため、1株当たり純資産額がマイナスとなっております。
5. 第1期から第4期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
9. 当社は2021年11月8日設立のため、第1期は2021年11月8日から2021年12月31日までの54日間となっております。
10. 2022年9月28日開催の臨時株主総会決議により、第2期の決算期を12月31日から9月30日に変更しました。そのため第2期は、2022年1月1日から2022年9月30日までの9か月間となっております。
11. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38

年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第1期、第2期及び第3期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を受けておりません。

2【沿革】

Allganize Holdings株式会社（現当社）の沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2021年11月	東京都品川区に、旧Allganize Inc.の完全子会社として、Allganize Holdings株式会社（現当社）を設立。
2021年12月	当社の完全子会社として、Allganize Merger Sub, Inc.を設立。 グループ経営体制の効率化を目的として、旧Allganize Inc.及びAllganize Merger Sub, Inc.間で旧Allganize Inc.を消滅会社、Allganize Merger Sub, Inc.を存続会社、合併の対価を当社株式とする三角合併を実施。 三角合併の実施により、旧Allganize Inc.を吸収合併したAllganize Merger Sub, Inc.が当社の完全子会社となる。 Allganize Merger Sub, Inc.の商号をAllganize Inc.（現連結子会社）に変更。 本社機能を当社に移転。
2023年2月	回答自動生成型検索サービスを、AIチャットボット「Alli」の新機能として提供を開始。
2023年7月	Allganize Inc.からの株式取得により、Allganize Korea Co., Ltd.及びAllganize Japan株式会社を当社の子会社とする。
2023年9月	「Alli LLM App Market」の提供を開始。
2023年10月	業容拡大に伴い、本社を東京都渋谷区道玄坂に移転。
2023年12月	第三者割当増資によるシリーズBラウンドにおいて約2,020万米ドル（約30.5億円）の資金調達を実施。
2024年2月	業容拡大に伴い、本社を東京都渋谷区広尾に移転。
2024年9月	「Alli LLM App Market」にAgent機能の搭載を開始。
2025年2月	「Alli LLM App Market」にAgent機能を全面実装し、同プラットフォーム搭載サービスとして「Alli Agent」の提供を開始
2026年4月	「Alli Coworker」の提供を開始

消滅会社であった旧Allganize Inc.の沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2017年7月	米国カリフォルニア州に、旧Allganize Inc.を設立し、AIソリューションの開発及び提供を開始。
2018年5月	韓国市場における事業展開のため、韓国ソウル市に、Allganize Korea Co., Ltd.（現連結子会社）を設立。
2018年8月	AIチャットボット「Alli」の提供を開始。
2019年1月	日本市場における事業展開のため、東京都品川区に、Allganize Japan株式会社（現連結子会社）を設立。
2019年4月	第三者割当増資によるシリーズAラウンドにおいて約500万米ドルの資金調達を実施。
2021年2月	第三者割当増資によるシリーズA-2ラウンドにおいて約1,000万米ドルの資金調達を実施。
2021年11月	東京都品川区に、Allganize Holdings株式会社（現当社）を設立。
2021年12月	三角合併の実施により、吸収合併消滅会社となる（三角合併の詳細については前記「第一部 企業情報 第1 企業の概況（はじめに）」を参照）。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社3社（2026年8月31日現在）により構成されており、「AIによって全てのビジネスのワークフローを自動化・最適化する」ことをビジョンに掲げ、日本・米国・韓国を中心に事業を展開するグローバルAI企業です。企業の生産性革新を目的に、独自の生成AI（※1）技術と高度な自然言語処理（※2）を活用した企業向けAIソリューションと企業様への適用に関するコンサルティングを提供しております。

また、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

なお、当社グループは「AIソリューション事業」の単一セグメントとしております。また、本書において※を付した用語につきましては、章末の「用語集」においてその定義・解説を記載しております。

（1）事業の概要

当社グループの中核となるサービスがオールインワン生成AI・LLM（※3）アプリプラットフォーム「Alli LLM App Market」であります。「Alli LLM App Market」では企業の業務効率化支援を目的とした「社内ドキュメントからの回答自動生成」、「議事録自動作成」、「契約書チェック」といった目的ごとに100個以上の生成AI・LLMアプリを事前に用意しており、生成AI・LLMに対する特別な知識がなくてもその中で自社の課題に合った生成AI・LLMアプリを選択するだけで、短期間で本格的な業務活用をスタートすることが可能となっております。

当社グループは、国内外の239社（2026年3月時点）に「Alli LLM App Market」を提供しているほか、2026年4月よりエンタープライズ向けバイブコーディング（※4）プラットフォーム「Alli Coworker」の提供を開始しております。当社グループの最大の特徴は、これらのサービスをSaaS（クラウドサービス）及びオンプレミス（※5）の両形態で同時に提供できる点にあり、クラウド利用が困難な金融機関や官公庁等のセキュリティ要件が厳格な顧客に対しても、機密データを外部に出すことなく同等の機能を利用できる環境を提供しております。金融機関、保険、製造、小売、ITサービスなど、多岐にわたる業種の企業が当社グループのプラットフォームを活用しており、幅広い業界で業務プロセスの高度化に貢献しております。

「Alli Coworker」は、自然言語によるチャット指示のみで企業の業務アプリケーションやAIエージェント（※6）を自動生成できる、エンタープライズ（大企業）向けバイブコーディングプラットフォームであります。プログラミングの専門知識を持たない従業員であっても、AIとの対話を通じて高度なWebアプリケーション及びモバイルアプリケーションを短期間で構築することが可能であり、SlackやMicrosoft Teamsといった日常的に利用するコミュニケーションツール上から直接アプリケーションの開発・運用を行うこともできます。また、「Alli LLM App Market」が備えるAgentic RAG（※7、8）技術や大規模な文書取り込み（Document Ingestion）機能とシームレスに連携可能であるほか、バージョン管理、アクセス・権限管理、生成コードの脆弱性チェック、マルチテナント分離（※9）、シングルサインオン（SSO）及び操作履歴の完全な記録（オーディットトレイル）など、エンタープライズ利用に求められる高度なセキュリティ・ガバナンス機能を標準で備えております。

さらに、これまで多くのお客さまへのご支援で培ったエンタープライズ業務に関する知見、誰でも簡単に利用できる生成AI・LLMアプリプラットフォーム、独自の企業向けRAGシステムなど、独自技術やノウハウを基に、同プラットフォーム上で企業の業務を自律的に支援できるAIエージェント「Alli Agent」を開発しました。多くの企業において効率化や高度化が求められる業務に適応可能なAIエージェントとAlli LLM App Marketの各種アプリやオンライン会議ツール、SFA（※10）、グループウェア等とを連携させることで、まるで人間のアシスタントのように私たちの代わりに様々な作業をこなすことができます。例えば、質問に答えたり、必要な情報を探し出したり、会議のスケジュールを調整したり、日々のタスクをリマインドしたりといった機能が挙げられます。これらの機能を通じて、私たちの生産性向上や業務効率化に貢献します。

当社グループの提供するAIエージェント群は業種を問わず幅広い業務領域で活用できる汎用性を備えており、実際に様々な分野で導入が進んでいます。金融業では銀行や証券会社が社内照会対応やコンプライアンスチェックにAIエージェントを用い、保険業では前述のように商品提案やクレーム処理の効率化に貢献しています。製造業・建設業においては、大量の技術文書や図面から必要な知見を引き出すナレッジ検索エージェントが活用され、医療・製薬業界では膨大な研究資料の要約や薬事法チェックにAIエージェントが役立っています。小売・サービス業でも顧客問い合わせ対応の自動化や、社内研修資料のQ&Aなど用途は多岐にわたります。業種固有のカスタマイズにもノーコード（※11）ビルダーや豊富なテンプレートで対応できるため、ある業界で構築したエージェントを別の業界へ横展開することも視野に入れております。今後も当社グループは、多様なビジネス領域で培ったノウハウと技術力を活かし、あらゆる企業の業務DX（デジタルトランスフォーメーション）を支えるプラットフォームとして成長を続けていきます。

自社専用の生成AI・LLMアプリも ノーコードで簡単作成



直感的な LLMアプリビルダー

パーツを選び、繋ぐだけでオリジナル
生成AI・LLMアプリを作成可能。



カスタマイズも簡単

生成結果の出力（アウトプット）形式
の調整、表現など、自由にカスタマイ
ズが可能。



データ連携も容易

社内マニュアル等のドキュメント、
Teams、Salesforce、Slack、各種シス
テム等との連携も簡単。ドキュメント
はアップロードするだけでDB化。

選ぶだけですぐ使える、本格的な 企業向け生成AI・LLMアプリ



100個のLLMアプリ

即時利用できる100個以上の業務用生
成AI・LLMアプリをご用意。選ぶだけ
で、すぐに利用可能。



プロンプト不要

どのアプリも特別な知識は不要。誰で
も使えるので、全社的な生産性向上を
実現。



業務で即使えるアプリ

「ドキュメントから回答自動生成」
「要約」「報告書作成」など、すぐ使
えるアプリで業務を効率化。

開発知識不要
自然言語での入力



エンタープライズ利用に
最適なセキュリティ



AIが自動でコーディングし
自動生成

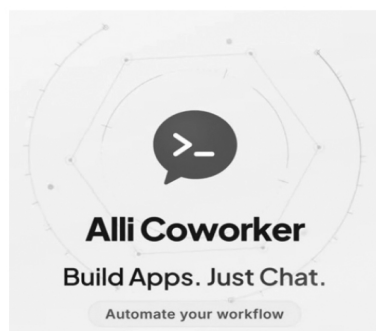
(例)

バージョン管理
アクセス・権限管理
生成コードの脆弱性チェック

Alli LLM App Marketの
アプリとも連携可能

～のための
ダッシュボードを作成して

～を実行する
AIエージェントを作成して



- AIエージェント
- Webアプリ
- Webサイト
- データ連携
スクリプト

改善が必要な点や機能の追加などを
チャットで指示することで最適化を繰り返す

<主要AIエージェントの具体的な内容及び解決する課題>

Alli LLM App Marketで提供する企業向けAIエージェントのうち、代表的なものを以下に紹介します。

①エンタープライズ検索エージェント (Enterprise Search Agent)

社内の大規模な文書データやナレッジベースから、必要な情報を瞬時に検索・抽出し、分かりやすい回答や要約を提供するエージェントです。社内規程、マニュアル、報告書、ナレッジ記事などの膨大な社内情報の中から知りたい内容を探し出し業務課題を解決します。一般的に、社員が社内問い合わせや資料検索を実施する場合、データが整理されていないと求めている情報がすぐに取得できず、手間を要します。一方で、当該サービスでは当社グループ独自のRetrieval Augmented Generation (RAG) 技術を用いており、未整理のデータであったとしてもAIが理解・参照して適切な回答を生成することが可能となりますので、社内ナレッジの有効活用と業務効率化に寄与しております。そのため、社員はエンタープライズサーチエージェントを通じて、社内ナレッジに基づいた回答を得られるため、情報検索に費やす時間を削減しコア業務に集中できます。

②エンタープライズリサーチエージェント (Enterprise Research Agent)

エンタープライズリサーチエージェントは、社内に散在する多様な情報源（文書、データベース、業務システム等）を統合的に活用し、高度なレポート作成を自動化するエージェントです。社員は、必要な情報を手動で収集・分析する手間から解放され、エージェントにレポートのテーマや必要な情報を指示するだけで、AIが関連データを抽出し、構造化されたレポートを迅速に生成します。

例えば、営業部門であれば、顧客データや販売履歴、市場調査レポートなどを基に、売上分析レポートや顧客動向レポートを自動作成できます。また、マーケティング部門であれば、キャンペーンデータやWebサイトアクセスログ、競合情報などを統合し、効果測定レポートや市場機会分析レポートを効率的に作成することが可能です。

当社のエンタープライズリサーチエージェントは、自然言語処理やデータ分析、レポート生成といった複数のAI技術を組み合わせることで、単なるデータ抽出に留まらず、データの解釈や洞察の提示まで支援します。これにより、社員はデータに基づいた意思決定を迅速に行うことができ、業務の効率化と高度化に貢献します。情報収集とレポート作成にかかる時間を大幅に削減し、より戦略的な業務に注力できる環境を提供します。

③BIデータ分析エージェント (Gen BI Agent)

社内のBIシステム（※12）やデータベースに蓄積された業務データをAIが分析し、対話形式でレポートを作成するAIエージェントです。エンタープライズ検索エージェントはWord、PDFなど非定型の文書を対象にしてAIが答えますが、BIデータ分析エージェントはデータベースなど定型のデータを対象にします。ユーザーが入力した自然言語をSQL（※13）や各BIシステムに対するBQL（※14）に問題なく変換する技術が重要です。専門のアナリストや複雑なBIツールを介さずとも、担当者が知りたい指標を質問するだけで、AIが該当データを抽出・集計し、グラフや表も含めたレポートを自動生成します。従来はデータ抽出やレポート作成に専門知識と時間が必要でしたが、本AIエージェントはその課題を解決します。例えば「今月の地域別売上傾向を教えてください」と尋ねると、売上データから地域別の数値を分析し、増減傾向を示すグラフ付きで回答します。

ExcelやMySQL、Oracle、PowerBIなど様々なデータベースやBIシステムに対応しており、経営数値のレポートから顧客アンケート分析、在庫予測まで幅広い用途で活用されています。これにより、データ分析の専門スキルがないビジネス担当者でも必要な情報を即座に得られ、データに基づく意思決定を支援します。Gen BI Agentは対話型BIのアプローチを実現し、データ活用のハードルを低減することで業務全般の効率化に貢献しています。

④リスク管理エージェント (Risk Management Agent)

プロジェクトの計画内容などから潜在的なリスク要因を洗い出し、リスクごとの対策やアドバイスまで提示するAIエージェントです。プロジェクトマネジメントにおいて見落としがちな課題を事前に発見し、リスクの可視化と管理の効率化を支援します。新規プロジェクトの企画書や計画書を入力すると、AIが第三者の視点で起こり得るリスクを自動抽出し、それぞれのリスクに対する回避策や緩和策の提案まで行います。生成されたリスク一覧とアドバイスはそのまま会議資料等に利用でき、プロジェクト立ち上げ時のリスク検討プロセスを大幅に簡素化します。これにより、プロジェクト担当者は初期段階から包括的なリスクマネジメント計画を立案でき、プロジェクト失敗の可能性を低減できます。リスク管理エージェントは既に社内プロジェクトのレビューや顧客提案資料のチェックなどに利用されており、人間の経験や知見に頼らずともAIが網羅的にリスクを指摘してくれるため、プロジェクト管理の品質向上に繋がっています。重要なプロジェクトの計画段階で本AIエージェントを活用することで、事前準備の抜け漏れ防止と関係者間の共通認識形成がスムーズになります。

⑤保険商品推薦エージェント (Insurance Product Recommendation Agent)

保険業界向けに提供されているエージェントで、顧客のプロフィールやニーズに基づき最適な保険商品を自動推薦しま

す。保険営業やコールセンターにおいて、顧客ごとに膨大な商品ラインナップから適切なプランを選定する負荷を軽減し、提案精度を高めることが目的です。営業担当者が顧客の年齢・家族構成・予算・希望保障内容などを入力すると、AIが社内に用意された商品知識データベースを横断的に参照し、その顧客に最も適した保険商品やプランの組み合わせを提示します。例えば生命保険会社では、新規顧客ヒアリング時に本エージェントを活用し、数ある商品の中から顧客の状況にフィットするトップ3プランを即座に提示することで、提案までのリードタイムを大幅短縮しています。これにより営業担当者の経験や勘に頼ることなく、一貫した品質で商品提案が可能となり、顧客満足度の向上やクロージング率の改善につながっています。さらに、提案理由や見積もり条件も自動生成されるため、顧客への説明もスムーズに行えます。保険商品推薦エージェントは既に保険各社のオンライン相談窓口や対面営業で導入が進んでおり、顧客ニーズにマッチしたサービス提供を支援することで契約獲得の支援ツールとして機能しています。

（２）当社グループの技術基盤と強み

当社グループは、企業がAIエージェントを本番環境で実運用する際には、「セキュリティ制約」、「内部データの処理」及び「本番運用の高い壁」という３つの課題が存在すると認識しております。これらの課題を解決するためには、

（i）サービスの提供形態、（ii）LLMの選択と切替、（iii）フルスタックでの提供、（iv）Agentic RAG、（v）大規模データ処理、（vi）回答根拠の可視化という６つの要件を同時に満たす必要があると当社グループでは分析しております。Alli LLM App Marketは、当社グループ独自の先進技術と堅牢な基盤により、これら６要件を単一のアーキテクチャ（※15）で同時に提供することを可能としており、当社グループの技術的特徴を体现するプラットフォームであります。主な技術基盤及び強みは以下の通りです。

①サービスの提供形態：SaaSとオンプレミスの同時提供

Alli LLM App Marketは、クラウドサービス（SaaS）として迅速に利用を開始できるほか、顧客のセキュリティポリシーに応じてオンプレミス環境でも同時に導入が可能です。クラウド利用が困難な金融機関や官公庁等においても、プライベート環境で同等のAIエージェント機能を利用できるため、機密データを外部に出せないケースでも安心して生成AIを活用いただけます。

一般的に、SaaSとオンプレミスではインフラのスケーリング方式（※16）、利用ライブラリ及びモニタリング方式が大きく異なるため、単一の基盤で双方を管理することは技術的難易度が高く、開発・保守を二重に行う「ダブルメンテナンス」（開発の二重化、改修の遅延及び運用コストの増大）に陥りやすいという課題があります。これを回避する代替的な方法として、顧客ごとの個別機能を条件分岐（if/else）により追加する方法や、コアドメインを含めた基盤全体を顧客単位で複製する方法も考えられますが、前者は特定の顧客向けの修正が他の顧客の機能に意図しない影響を及ぼす不具合を誘発しやすく、後者はコアドメインに変更が生じる都度、全顧客分について同様の改修作業を繰り返す必要が生じるなど、いずれも事業規模の拡大に伴って保守・運用が事実上困難となる構造的な課題を抱えていると当社グループでは認識しております。

そこで当社グループは、自動回答生成、RAG、LLMアプリビルダー及びAgentビルダー等、当社の競争力の源泉となる機能を「コアドメイン」として位置付け、認証・SSO連携、メール送信、ファイル暗号化及びUI変更（※17）等、業務上の必要性はあるものの当社の差別化要因とはならない機能を「一般ドメイン」として区分した上で、顧客ごとに異なる一般ドメインの機能をコアドメインから分離した「プラグイン」として実装するプラグイン・アーキテクチャを採用しております。これにより、コアドメインの一貫性を保ったままSaaSとオンプレミスの双方を同時に提供することを可能としております。実際に、これまで当社グループに寄せられた顧客固有のカスタマイズ要件は、独自ヘッダー認証、独自SSO連携、独自暗号化サービスとの連動、カスタムOCR処理、カスタムパイプライン、多言語対応、顧客独自サーバーとの連動、HWP形式への変換対応等、いずれも一般ドメインの領域に集中しており、コアドメインに手を加えることなく個社対応を実現できていることを裏付けていると当社グループでは分析しております。

また、SaaS及びオンプレミスの両環境にFDSE（※18）を配置し、プラットフォームエンジニアリングを通じて運用の標準化を図っております。実際に、当社ではオンプレミス環境で稼働する日本語LLMの提供実績もあり、環境構築から環境実現までの期間を短縮できる実績を有しております。

②LLMの選択と切替

当社グループは企業向けに独自に開発した多言語対応の大規模言語モデル（LLM）を保有しており、オンプレミス環境にも提供可能です。自社開発LLM「Alpha v2」はRAGに特化したモデルであり、社外に情報を出さずに高精度な生成AI機能を社内利用することができます。また、SaaS環境においては、OpenAIのGPT等やAnthropicのClaude等の各種LLMモデルを用途に応じて選択及び組み合わせ可能なアーキテクチャを採用しており、プラットフォーム上で複数のモデルを切り替えて活用できます。エンタープライズが特定のLLMモデルに依存（ロックイン）した場合、より優れたモデルが登場した際にもアーキテクチャの上位レイヤーを含めた大規模な追加投資が必要となるほか、AI技術の急速な進化に伴うモデル変更にも迅速に対応できないという弊害が生ずる場合があります。当社グループのプラットフォームは、特定のモデルに依存しないアーキテクチャを採用しているため、各種外部LLMの活用や、自社開発LLMの活用など、提供環境を問わず最

適なLLMへの切替が可能な構成としており、企業は自社のニーズやセキュリティ要件に応じたAIモデルを継続的に利用することができます。

③フルスタックでの提供

当社グループは、LLMの選定から社内データとの連携、インフラの構築・運用及びAIエージェント・アプリの実装に至るまで、エンタープライズがAIを本番運用するために必要な技術スタックを一気通貫で提供しております。具体的には、オープンウェイトLLMを含む複数のLLMの選定及び運用（LLM Ops）、社内システム・コミュニケーションツールとのデータ連携、パブリッククラウド及びオンプレミス／プライベートクラウドに対応したインフラ基盤（コンテナ化されたアプリケーションのデプロイ・スケーリング・運用を自動化するk8s管理（※19）、システムのバグやテストの失敗を自律的に検出・修正するセルフヒーラー等）、並びに企業用検索Agent、データ分析Agent、セールスAgent、法務Agent、財務Agent等の各種AIエージェント及びノーコードAgentビルダーを備えたApp Marketまでを単一のプラットフォーム上で提供しております。これにより、各機能を個別のベンダーから調達し連携させる場合と比較して、導入の迅速性及び運用の一貫性を確保することが可能となっております。プログラミングの知識がなくても自社の業務に合わせたカスタムAIエージェントを作成できるノーコードのエージェント開発ツール（Agentビルダー）を備えていることも、現場部門が主体的にAI活用を推進できる要因となっております。

④Agentic RAG（エージェント型検索拡張生成）技術

当社のAgentic RAG技術は、従来の検索拡張生成（RAG）を進化させ、企業が抱える特有の課題に対応する独自のアプローチであります。実運用環境においては、データの重複、複数文書間で矛盾する記述及び欠損を含む不完全なデータが存在することに加え、ユーザーからの質問が曖昧であることも少なくありません。従来型のRAGでは、こうした不完全なデータや曖昧な質問に対して不正確な回答を生成してしまう場合がありますが、当社のAgentic RAGは、AIが「思考→実行→修正」のループを通じて自らの回答の質を評価し、必要に応じて検索をやり直すことで、回答の精度と網羅性の向上を図る仕組みとしております。また、類似した文書が複数の場所に存在する場合や、ユーザーのクエリが曖昧な場合には、AIがユーザーに対して追加の情報（Clarification）を要求し、対話的に検索を進めることで、より完成度の高い回答を実現します。さらに、Bi-encoder、Cross-encoder、キーワード検索といった複数の検索手法を最適に組み合わせることで、検索精度と応答速度の両立を図る仕組みとしております。これにより、社内の複雑な情報構造やユーザーの多様な検索ニーズに対応し、真に必要とされる情報へのアクセスを向上させております。

⑤大規模データ処理（MapReduce（※20）技術）

LLMは、適切な長さのテキストの処理には強みを有する一方、数百万件規模のExcelデータや数百MB規模のWord文書など、大規模なファイルを取りこぼしなく処理することは一般的に困難であります。当社グループは、データ処理の信頼性を高めるため、MapReduce技術（巨大データを複数サーバーに分散して並列処理する仕組み）をノーコードのワークフローに統合しており、これにより大規模データを確実に分割、並列処理及び集約し、高い水準で処理の安定性及びデータ整合性を実現しております。

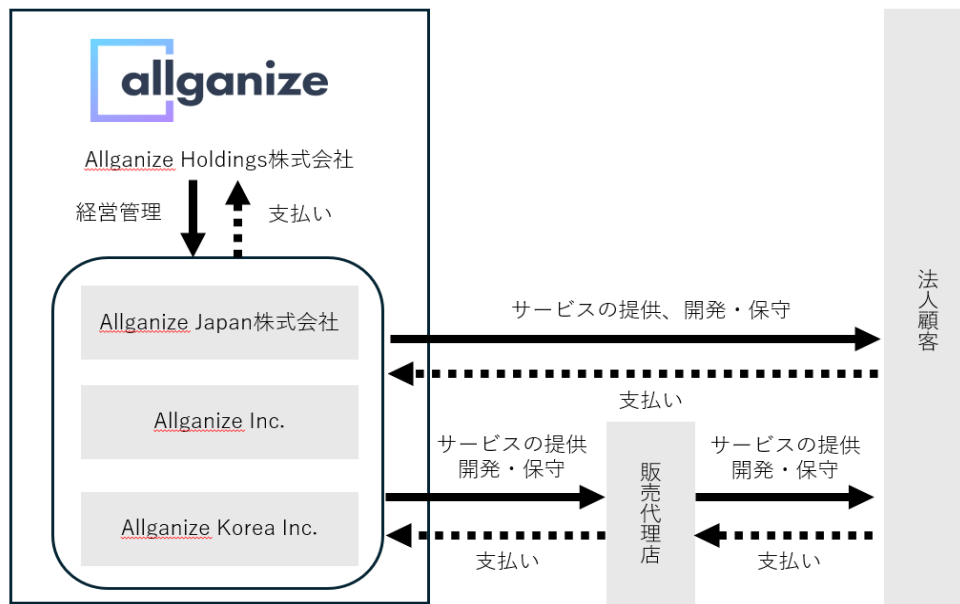
⑥回答根拠の可視化

生成AIが提示する回答については、その根拠となる原文の参照箇所をユーザーが直感的に把握できることが、エンタープライズ利用における信頼性確保の観点から重要であります。当社グループのプラットフォームは、回答の根拠となる箇所を原文のレイアウトのまま表示する機能を備えており、原文全体へのリンクのみを提示する方式と比較して、ユーザーが根拠箇所を直観的に理解することを可能とし、ハルシネーション（※21）のリスクを大幅に軽減しております。

上記の各要件については、これを単体で満たすサービスを提供する事業者は他にも存在するものと当社グループでは認識しておりますが、上記（i）から（vi）までの6要件全てを単一のアーキテクチャで同時に提供できる点が、当社グループの独自性及び競合優位性であると分析しております。

なお、当社グループは、上記の技術基盤に加えて、エンタープライズ利用に耐えうるセキュリティ、ガバナンス及び信頼性を支える提供体制を構築しております。プラットフォームには詳細な権限管理機能を用意し、ユーザーや部門ごとにアクセスできるエージェントやデータソースを制限するほか、操作ログを記録及び監査することで、社内ガバナンスを保ちながらAIを活用することができます。加えて、プライバシー保護のためのマスキング処理や、生成された回答内容に対するフィルタリング設定等も行えるため、不適切な情報の流出防止策も講じられております。また、ミッションクリティカル（※22）な業務にも耐えられるよう、サービス稼働状況の監視、自動リカバリ及び負荷分散設計により安定運用を実現するとともに、生成AI活用のコンサルティングサービスを通じて、適用業務の選定から効果測定までを伴走支援しております。これらのセキュリティ措置、運用管理機能及び支援体制をワンストップで提供することにより、企業のAI導入を包括的に支援しております。

[事業系統図]



用語集

注釈番号	用語	内容
※1	生成AI	学習したデータから様々なコンテンツを生成する能力があるAIをいう。
※2	自然言語処理	人間が日常的に使っている言葉（自然言語）をコンピューターに処理させる一連の技術をいう。
※3	大規模言語モデル (LLM)	「Large Language Models」の略称で、巨大なデータセットとディープラーニング技術を用いて構築された言語モデルをいう。
※4	パイプコーディング	自然言語によるチャット指示からAIが自動的にコーディングを行い、アプリケーションやAIエージェントを生成する開発手法をいう。
※5	オンプレミス	企業がサーバーやネットワーク機器、ソフトウェア等を自社が管理する設備内に保有・運用するIT環境をいう。
※6	AIエージェント	人間の介入なしに特定のタスクを実行する自律型インテリジェントシステムをいう。
※7	RAG	「Retrieval Augmented Generation」の略称で、外部ソースから取得した情報を用いて、生成 AI モデルの精度と信頼性を向上させるテクノロジーをいう。
※8	Agentic RAG	AIが「思考→実行→修正」のループで自ら回答品質を評価し、必要に応じて検索をやり直すRAGの発展形をいう。
※9	マルチテナント分離	複数の顧客（テナント）が同一のシステム基盤を共用するマルチテナント方式において、顧客ごとのデータやアクセス権限を論理的又は物理的に分離し、他の顧客からアクセスできないようにする仕組みをいう。
※10	SFA	「Sales Force Automation」の略称で、営業活動を効率化するために、顧客情報や案件の進捗などをデータ化して管理・共有するシステムをいう。
※11	ノーコード	プログラミングの専門知識を必要とせず、既存の機能や部品を組み合わせることでアプリケーション等を開発できる手法をいう。
※12	BIシステム	「Business Intelligence」の略称で、企業が持つ様々なデータを集約・分析し、経営判断を支援するシステムをいう。
※13	SQL	リレーショナルデータベースに対して、データの検索、登録、更新、削除等の操作を行うための標準的なプログラミング言語（問い合わせ言語）。
※14	BQL	「BigQuery Language」の略称で、Google社が提供するデータウェアハウスサービス「BigQuery」に対してデータの検索・分析を行うための問い合わせ言語をいう。
※15	アーキテクチャ	システムを構成する要素（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等）の全体的な設計思想及び構造をいう。
※16	スケーリング方式	システムの処理負荷に応じてサーバーやインフラのリソースを増減させる方法をいう。
※17	UI変更	UI（ユーザーインターフェース）とは、利用者がソフトウェアを操作する際に目にする画面の構成、デザイン及び操作方法をいい、UI変更とは、これらを変更することをいう。
※18	FDSE	「Forward Deployed Software Engineer」の略称で、顧客現場に入り、要件に合わせ導入・実装・改善を担うエンジニアをいう。
※19	k8s管理	「Kubernetes」の略称で、コンテナ化されたアプリケーションのデプロイ・スケーリング・運用を自動化する技術をいう。
※20	MapReduce	巨大データを複数サーバーに分散して並列処理する仕組み（分割・集約）をいう。
※21	ハルシネーション	AIが事実と異なる内容をもっともらしく生成してしまう現象をいう。
※22	ミッションクリティカル	業務遂行に必要な不可欠な要素やシステムをいい、障害や誤作動などが発生すると業務に致命的な悪影響を及ぼす可能性があるため、高い信頼性が求められる。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
Allganize Korea Co., Ltd. (注) 2、3	韓国 ソウル市	128,700 千韓国ウォン	AIソリューション の開発及び販売	100	当社からの経営指導 役員の兼任
Allganize Japan株式会 社 (注) 2、4	東京都渋谷区	100 百万円	AIソリューション の販売	100	当社からの経営指導 役員の兼任
Allganize Inc.	米国 テキサス州	1 米ドル	AIソリューション の開発及び販売	100	当社からの経営指導 役員の兼任

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 特定子会社であります。

3. Allganize Korea Co., Ltd.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結財務諸表における売上高に占める割合が10%を超えております。なお、当該会社の当連結会計年度の主要な損益情報等は、以下のとおりであります。また、記載の各数値は連結会社相互間の内部取引について消去しておりません。

主要な損益情報等	(1) 売上高	899百万円
	(2) 経常利益	103百万円
	(3) 当期純利益	120百万円
	(4) 純資産額	209百万円
	(5) 総資産額	532百万円

4. Allganize Japan株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結財務諸表における売上高に占める割合が10%を超えております。なお、当該会社の当連結会計年度の主要な損益情報等は、以下のとおりであります。また、記載の各数値は連結会社相互間の内部取引について消去しておりません。

主要な損益情報等	(1) 売上高	804百万円
	(2) 経常利益	181百万円
	(3) 当期純利益	186百万円
	(4) 純資産額	279百万円
	(5) 総資産額	607百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
AIソリューション事業	77
合計	77

- (注) 1. 当社グループの事業は、AIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

(2) -1 提出会社の状況

2026年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2	38.6	2.8	10,760,602

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は純粋持株会社として当社グループの経営管理のみを行っております。

(2) -2 最大人員会社の状況

当事業年度における従業員数が最も多い会社

Allganize Japan株式会社

2026年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
24	35.3	2.0	7,775,932

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社グループは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下の項目と認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。また、本書において※を付した用語につきましては、章末の「用語集」においてその定義・解説を記載しております。

(1) 経営方針

当社グループでは、「AIで、全てのビジネスのワークフローを自動化する」をミッションに掲げております。多くの企業においては、社内に散在する情報の検索・活用に多大な時間を要すること、定型的な業務プロセスの多くが人手に依存していること、専門的なプログラミング知識を持たない従業員が業務アプリケーションを迅速に構築できないことなど、生産性向上を阻む課題が存在していると認識しております。当社グループは、最先端の自然言語処理技術及び独自のRAG技術を活用したAIエージェント及びノーコード開発基盤を顧客に提供することにより、こうした業務上の課題を解決し、顧客企業の生産性向上及び競争力強化に貢献するとともに、社会全体の労働生産性の向上に貢献し続けることを基本方針としております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、より高い成長性及び収益力を確保する観点から、売上高、契約社数、ARPA（※1）及び営業利益を重要な経営指標と捉えております。

(3) 経営環境

Grand View Research, Inc.（以下、GVR）「Enterprise Generative AI Market（グローバル/日本/韓国/米国）」によれば、エンタープライズ生成AI市場はグローバルで急拡大が見込まれており、2024年29億ドルであったものが、2030年には198億ドルに達し、2025年から2030年の予測期間においては年平均成長率（CAGR）38.4%を超える成長率で拡大すると予測されております。当社グループが拠点を置く日本、米国、韓国においても同様の成長軌道が想定されており、各国のエンタープライズ生成AI市場はそれぞれ13.8億ドル（2025年～2030年のCAGR40.9%）、63.3億ドル（同期間のCAGR38.1%）、3.7億ドル（同期間のCAGR38.8%）と成長ポテンシャルが見込まれます。

今後の成長にあたっての主な成長ドライバー及び阻害要因・課題は以下の内容が考えられますが、市場は激しい競争環境にあることから、これらに対抗するために継続的な技術開発と差別化戦略が不可欠であると考えております。

・主な成長ドライバー：

- －生産性向上と自動化の推進
- －イノベーションと新たな収益源の創出
- －技術的進化（LLM、NLP（※2）など）
- －アクセシビリティ向上（クラウド、ノーコード/ローコード）

・主な阻害要因と課題：

- －高コストとROI実証の難しさ
- －専門人材不足とスキルギャップ
- －データセキュリティ、プライバシー、倫理的懸念
- －既存システムとの統合・拡張性
- －精度と信頼性（ハルシネーション等）
- －導入における「信頼」の重要性

各国における市場概況は以下の通りとなります。

地域別市場概況 - 日本

市場規模・成長：世界で最も急速な成長が期待される市場の一つです。近年、急速な技術革新により、生成AI（Generative AI）市場は世界的に拡大傾向にあります。特に、大規模言語モデル（LLM）の進化やAI技術の低価格化を背景に、企業における業務効率化や顧客体験向上に対する期待が高まっており、生成AIの活用は今後ますます広がることが予想されます。GVRの推計によれば、日本のエンタープライズ生成AI市場は世界で最も急速な成長が期待される市場の一つであり、2024年の1.8億ドルから2030年には13.8億ドルへ拡大し、2025年から2030年のCAGRは40.9%と、グローバル平均（38.4%）を上回る成長率が見込まれております。

ドライバー：高齢化・労働力不足による自動化ニーズ、政府の強力な支援（Society 5.0、GENIAC等）、DX加速、技術基盤が挙げられます。

規制：アジャイル・ガバナンス（※3）を特徴とし、ソフトロー（ガイドライン）中心のアプローチを採用しております。AIの促進を目的とするAI新法が国会提出されるなど、イノベーションを阻害せず、責任ある利用を促進する環境です。

地域別市場概況 - 米国

市場規模・成長：世界最大のAI市場であり、リーダー的存在です。GVRの推計によれば、米国のエンタープライズ生成AI市場は2024年の9.6億ドルから2030年には63.3億ドルへ拡大し、2025年から2030年のCAGRは38.1%と予測されております。世界最大規模の民間投資とAIテックエコシステムの集積を背景に、世界最大のAI市場としてリーダー的地位を有しております。

ドライバー：技術リーダーシップ（シリコンバレー、大手IT企業）、豊富な資金調達環境、多様な産業での早期導入、クラウドインフラ普及が挙げられます。

規制：包括的な連邦法は未整備で、州レベルや既存法が中心です。大統領令やNational Institute of Standards and Technology（米国国立標準技術研究所）のフレームワークはガイドラインとしての性格が強いです。

地域別市場概況 - 韓国

市場規模・成長：アジア太平洋地域で急成長しており、GVRの推計によれば、韓国のエンタープライズ生成AI市場は2024年の0.5億ドルから2030年には3.7億ドルへ拡大し、2025年から2030年のCAGRは38.8%と、アジア太平洋地域における急成長が見込まれております。

ドライバー：政府の強力な推進策（AI国家戦略、デジタルニューディール）、高度なデジタルインフラ、大手テクノロジー企業の注力、活発なスタートアップエコシステム、高い技術力（半導体、AI特許）が挙げられます。

規制：2026年1月に欧州に次いで世界で2番目にAI基本法（人工知能発展と信頼基盤造成等に関する基本法）を制定しました。産業振興と信頼性確保のバランスを目指し、高リスクAIへの規制、産業振興策、自主規制も重視しております。

（4）経営戦略

当社グループは、創業以来掲げる「AIによって全てのビジネスのワークフローを自動化・最適化する」というビジョンのもと、独自の技術基盤と柔軟なビジネスモデルを核に経営戦略を展開しております。本戦略では、当社グループの強みであるノーコードAIエージェント構築、オンプレミス対応、独自LLM搭載プラットフォーム、Agentic RAG（AIエージェント型RAG）といった要素を軸に据えた差別化戦略を再構築し、SaaSとオンプレミスという二つの提供形態によるエンタープライズ顧客深耕の補完的ビジネスモデル、そして販売推進・地域・サービスの三本柱による成長戦略を明確に示します。さらに、投資家視点で収益モデルの拡張可能性とスケーラビリティについての示唆も盛り込み、当社グループの持続的成長ポテンシャルを説得力ある形で説明します。

社内アセットとの連携：代替不可能性と独自のインサイト（※4）創出

当社グループは、社内に存在する多様なアセット（文書、データベース、業務システム）とAIとの緊密な連携を、事業戦略における重要な柱と位置づけております。その理由は、社内アセットが当社グループのサービスに深く統合されればされるほど、顧客にとってそのシステムを容易に代替することが困難になるためです。

さらに、社内アセットの変更履歴、構成員のアクセス記録、そしてAIによる利用履歴といったデータが蓄積されることで、そこから導き出されるインサイトは、競合他社が容易に模倣できない独自の価値となります。これらのデータは、単なる情報以上の、顧客の業務プロセスや知識、利用傾向を深く理解するための基盤となり、よりパーソナライズされた、付加価値の高いサービス提供を可能にします。

この戦略は、単にAIの利便性を高めるだけでなく、顧客との長期的なエンゲージメントを強化し、持続的な競争優位性を確立するための核心となります。社内アセットとの深い連携を通じて、当社グループは顧客にとってかけがえないパートナーとなり、共に成長していくことを目指します。

ノーコードAIプラットフォームと先端技術

当社グループが提供するオールインワン生成AI・LLMプラットフォーム「Alli LLM App Market」は、企業向けAI活用に必要な機能を網羅した包括的ソリューションです。具体的には、100個以上の業務特化型生成AIアプリをプリセットし、ノーコードでカスタマイズ・新規作成が可能なアプリビルダーを備えております。これにより専門知識がなくとも現場部門が即座に生成AIを業務に活用でき、AI導入のハードルを劇的に低減します。また、当社グループプラットフォームは高度な企業向けRAG（Retrieval-Augmented Generation）技術を搭載しており、社内の機密データから高精度な応答を自動生成できます。この独自RAGシステムは、表や手書き文書を含む複雑な資料も解析可能であり、汎用LLMだけでは難しい正確性・文脈適合性を実現しております。

さらにオンプレミスなどクローズドな環境での導入に対応している点も大きな強みです。Alli LLM App Marketはクラウドだけでなく完全閉域ネットワーク内や自社サーバー上でも稼働可能であり、必要に応じて当社グループより日本語特化の独自LLMを提供することで機密情報を社外に出さずに生成AIを活用できます。加えて、業界・用途別に最適化した専用AIモデルの開発にも注力しており、例えば金融業界向けに専門知識を備えたAlli Finance LLMを日本・韓国市場で提供開始するなど、ドメイン特化型LLMによる差別化も進めております。これら「ノーコード+オン

「プレ対応+独自LLM+RAG」の技術群を有機的に組み合わせたプラットフォーム戦略により、他社には真似できない一貫性ある競争優位を確立しております。

人材育成基盤による持続的な技術競争力の確保

当社グループは、持続的な技術競争力の源泉を、優秀なAI人材の体系的な育成基盤に求めています。韓国市場において当社は「実戦型AI企業」としてのブランドを確立しており、研究に留まらず市場で収益を上げる実利的な企業イメージのもと、実務志向の強いAIエンジニアや論文著者、コンテスト受賞者等、高度な志願者層からの応募を集めています。2025年度のインターン採用では、応募者357名に対し採用者13名、正規雇用に至った人数は3名（正規雇用社員数/インターン応募者数=0.8%）と、厳選された人材を獲得しております。

当社グループは、日本・米国・韓国にわたるグローバルな開発体制を特徴としており、韓国で採用したインターン・ジュニア人材を体系的な社内教育プロセスを通じて高度なAIエンジニアへ育成しております。具体的には、

（１）製品全体の技術スタックを理解し、AIをシステムとして統合する視点を養う「クロスオンボーディング」、（２）LLM学習、モデル評価、エージェント開発、RAG構築等の多様な業務を内部で経験する「AIコアトレーニング&開発」、（３）最新のRAG技術の追求から評価指標の確立まで技術的深みを追求する「RAG研究・評価・高度化」、及び（４）顧客サイトの実運用データを用いて現場の課題を技術で解決し、モデルを最適化する「実戦評価&モデル最適化」という４段階の人材育成プロセスを体系化しております。

このような人材育成基盤は、最先端の技術スタックとグローバルな実データに触れられる成長環境を志願者に提供することで優秀な人材を惹きつけ、育成した人材が現場で技術力を高めるという好循環を生み出しており、当社グループの持続的なAI技術力の確保に寄与していると当社グループでは考えております。

ビジネスモデル戦略：SaaSとオンプレミスの両提供形態によるエンタープライズ深耕

当社グループの顧客基盤は大企業を中心としたエンタープライズ顧客であり、中小企業や個人を対象とするいわゆるセルフサード型のビジネスモデルは採用しておりません。当社グループは、SaaS（クラウドサービス）とオンプレミスという二つの提供形態を、顧客のセキュリティ要件や導入規模に応じて使い分け、又は組み合わせて提供することにより、エンタープライズ市場の幅広いニーズに応える戦略を採っております。この二つの提供形態は単なる「攻め」の多角化ではなく、互いの強みを補完し合う相乗効果によって成り立つビジネスモデルです。

・SaaS（クラウドサービス）：クラウド環境で迅速に利用を開始できる提供形態であり、大企業の特定期間や子会社等が低い導入コスト・短いリードタイムで生成AI活用を開始する際の入り口として機能しております。ノーコードで容易に使える製品特性により、現場部門が主体的に当社グループサービスを導入しやすく、これが幅広いエンタープライズ顧客基盤の獲得につながっております。SaaSで蓄積された利用データやフィードバックはプロダクトの改良に活かされ、機能改善や新機能開発を迅速化します。

・オンプレミス：高度なセキュリティ要件や既存システムとの統合ニーズを有する大企業向けに、オンプレミス導入や個別カスタマイズ、コンサルティングを含む包括的ソリューション提供を行っております。クラウド利用が困難な金融機関や官公庁等の機密データ活用ニーズに応えることで、大手企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）案件に深く入り込み、高い付加価値を提供します。例えば、国内では大手Sierとの提携により安全なクローズド環境での生成AI活用基盤を共同提供し、大企業の機密データ活用を可能にしております。また、日本の大手鉄道会社では当社グループプラットフォームを顧客対応と社内業務に採用し、年間数十万件に及ぶ問い合わせ処理の効率化を実現する見通しです。このような大型案件で培った知見は汎用プロダクト機能としてフィードバックされ、他のユーザーにも展開可能な新機能（例：高度なFAQ生成、業種別テンプレート等）となって蓄積されます。なお、オンプレミスの受注単価※５は、2025年９月期の44百万円から2026年９月期第３四半期時点では115百万円となっております。

両者の補完性により、当社グループは幅広さと深さの両面で競争力を発揮しております。SaaSにより特定部門や子会社等の単位で迅速に導入実績を積み、その後、全社展開やセキュリティ要件の高い領域への対応としてオンプレミス契約や追加部門への展開へと発展させる、エンタープライズ内での「拡張（クロスセル）」戦略を可能にしております。また、大企業案件で得た高度なAI機能開発ノウハウをプロダクト全体に還流させることで、SaaSプロダクトの付加価値を継続的に高める好循環も創出しております。これにより収益構造の安定化（SaaSによるストック収益とオンプレミスの大型契約によるフロー収益の両立）とプロダクト競争力の強化を同時に実現し、競合他社にはない戦略的優位性を築いております。

成長戦略の三本柱：サービス戦略・地域戦略・販売推進戦略

当社グループはさらなる事業成長に向け、「サービス戦略」「地域戦略」「販売推進戦略」の三本柱を据えてグローバル展開を推進し、グローバルエンタープライズAIプラットフォームとしての発展を継続します。それぞれの柱で現状の展開状況と将来の展望を示します。なお、当社の成長ドライバーは「1社あたり売上高（ARPA）の向上」と「契約社数の増加」に分解され、1社あたり売上高（ARPA）の向上は主に「サービス戦略」及び「地域戦略」、契約社数の増加は主に「販売推進戦略」によって実現いたします。

サービス戦略: クロスセル推進と分野別ソリューション及び顧客ロックイン強化・契約規模拡大

サービス戦略では、(i) クロスセル推進と分野別ソリューション、及び(ii) 顧客ロックイン強化・契約規模拡大の2点を軸に、顧客への提供価値の最大化と収益機会の拡大を図ります。

(i) クロスセル推進と分野別ソリューションについて、当社グループは、2026年4月より提供を開始した「Alli Coworker」を新規顧客開拓のみならずクロスセル推進の起点(フック)として位置付けており、Alli Coworker導入企業に対するAlli LLM App Marketへのクロスセルを推進します。また、金融特化型の「Alli Finance LLM」を始めとした分野別ソリューションの強化を進めており、今後は他業種向けモデル(例: 製造業向け、医療向けなど)の展開も視野に入れております。加えて、当社のプラットフォーム「Alli LLM App Market」上に自律型のAIエージェント機能「Alli Agent」を新たに開発・提供開始し、大規模言語モデル(LLM)の進化にいち早く対応することで、単一タスクの自動化から複雑な業務プロセス全体の自動化へとソリューション範囲を拡大しております。

(ii) 顧客ロックイン強化・契約規模拡大について、当社グループは、顧客の社内資産(データ・業務システム等)との連携を強化することで、顧客にとってシステムの代替が困難な状態を構築し、顧客のロックイン強化及び顧客あたり売上(ARPA)の向上を目指しております。また、既存顧客におけるSaaSからオンプレミス契約への発展、他部門展開及びコンサルティングサービスの拡大等を通じて、クロスセルの進展・効率化を図ることにより契約規模の拡大を目指しております。

地域戦略: 更なる多国化展開と金融・公共市場の優先獲得

地域戦略は、(i) 既進出市場での展開ノウハウを活用した更なる多国化展開、及び(ii) 各国における金融機関や公共機関等、機密情報を取り扱う領域への優先的な進出(金融・公共市場の優先獲得)の2点を軸としております。現在主力市場である日本・韓国での地位を盤石なものとしつつ、アジア及び欧米への事業拡大を計画しております。特に、当社グループの強みであるオンプレミス対応は、機密情報の取扱いに厳格な要件を有する金融機関や公共機関において高く評価されており、新規進出国においてもこうした領域への優先的なアプローチを重視する方針です。

販売推進戦略: 直販体制の強化とパートナーシップ拡大による顧客接点の最大化

販売推進戦略では、(i) 直販営業体制の強化による新規顧客の開拓、及び(ii) パートナーシップによる販売推進の2点を軸に、顧客接点の拡大と持続的な販売基盤の強化を図ります。

(i) 直販営業体制の強化による新規顧客の開拓について、当社グループは、Alli Coworkerを軸とした直販営業体制の強化を進めております。直販チャンネルを通じて顧客ニーズを直接把握し、迅速な製品改善及び提案活動につなげるとともに、獲得した顧客基盤を軸に、他製品・サービスへのクロスセル及びアップセルを図っております。

(ii) パートナーシップによる販売推進について、当社グループは、パートナー企業との連携を通じた顧客接点の拡大を、直販に次ぐ重要な柱として位置付けております。特に官公庁及びエンタープライズ市場においては、当社グループ単独でのカバレッジには限界があることから、パートナー企業の持つ顧客基盤や業界知見を活用することで、効率的な市場浸透を図っております。主要パートナーとしては、国内外のSI事業者、通信事業者及びBPO事業者等の複数企業との連携を進めており、これらのパートナーを経由した販売網の拡大を通じて、既に多数の案件が進行しております。連携の形態としては、①パートナー企業による顧客紹介及び販売代理、②官公庁・自治体及び各パートナーの重点業界への共同営業、並びに③パートナー製品・サービスへの当社製品の組み込み販売、の3類型に整理しております。

収益モデルの拡張性とスケラビリティ

上記の戦略により、当社グループの収益モデルは顧客単位での取引拡大による「拡張性」と、事業規模拡大に伴う収益性向上による「スケラビリティ」の双方を備えております。SaaSはサブスクリプション収入を中心としたストック型ビジネスであり、低い顧客獲得コストで導入企業数を拡大できるポテンシャルがあります。一方のオンプレミスビジネスは、大口契約やライセンス提供による高単価収入をもたらす、1件ごとの売上規模は大きいものの受注までのリードタイムが長い傾向があります。当社グループは前述のエンタープライズ内での拡張(クロスセル)戦略により、SaaSでの初期導入から大規模なオンプレミス契約への発展をスムーズに行えるため、両モデル間で顧客ライフタイムバリューを最大化できます。また、プロダクトがクラウド経由で提供される部分については、導入企業数が増加してもサービス提供の限界費用は低く抑えられるため、事業規模拡大に伴う収益率の向上(スケールメリット)も期待できます。地域戦略の項で述べたグローバル展開により市場母数自体も飛躍的に増大することから、各地域での収益機会を合算すれば当社グループサービスにはまだ十分な成長余地があります。さらに、サービス拡張戦略による収益源の多角化も進んでいきます。例えば、コンサルティングサービスやマーケットプレイスからの手数料収入や、コアのSaaS利用料に加えてオンプレミス契約にオプション収入を積み上げる形でARPA(顧客あたり売上)を向上させることが可能です。以上のように、当社グループのビジネスは横へのスケール(導入企業数拡大)と縦へのスケール(顧客単価向上)の両面で拡張可能性を有しており、投資リターン観点でも魅力的な成長余力を備えていると考え

ております。

以上の経営戦略を一貫して推進することで、当社グループはノーコードAIプラットフォームの技術優位性を武器に、市場の幅広いセグメントをカバーしつつグローバルで事業拡大を図ります。SaaSとオンプレミスの補完戦略により安定かつ成長性の高い収益基盤を構築し、プロダクト・地域・サービスの各軸で機動的に展開することで、中長期的に持続可能な競争優位を確立してまいります。引き続き投資家の皆様にとって魅力ある企業価値の向上を実現すべく、戦略遂行に邁進していきます。

（５）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の主な課題は以下のとおりであります。

①急激な市場環境の変化に対応可能な組織体制の構築

LLMモデルの性能が急速に進化しており、わずか数か月前には実現が困難だったことが短期間で可能になるケースが頻繁に生じております。また、LLMを提供するOpenAIやGoogleなどの企業がサービス領域を積極的に拡張し、特定の業界に特化したLLMサービス企業を買収する事例も増加しております。さらに、これまでLLMのトレーニング用データを扱っていた企業が、オープンソースLLMモデルを活用し、自らが直接顧客案件を獲得するために競合となるケースも増えてきました。このように、短期間で技術の実現性や市場環境が大きく変動する状況において、当社グループは迅速かつ柔軟に対応できる技術・営業組織を安定的に運営する体制の構築を最優先課題として取り組んでまいります。

②社内エンジニアのAI活用による生産性向上

LLMモデルの急速な発展に伴い、マイクロソフトやGoogleなど一部の大手企業では、AIによるコード生成が開発工程の一定割合を占めるとの情報も見られます。新規に立ち上げるプロジェクトにおいては、AIを活用した開発により生産性の向上が期待できる一方、既存サービスに組み込まれているレガシーコードについては、現状のAI技術では十分に理解・対応することが容易ではないケースもあると考えられます。そのため、既存サービスの開発・保守におけるAI活用による生産性向上効果は、新規にゼロからサービスを構築する場合と比較して、相対的に限定的となる可能性があります。この点、スタートアップ企業がゼロベースで競合サービスを迅速に開発することも想定されるため、当社グループとしては、新規参入企業との競争において開発速度と品質の両立を図ることを重要な経営課題と認識し、継続的に対処してまいります。

③内部管理体制の強化

当社グループは事業内容の進化、事業・組織両面での成長を続けている段階にあつて、グループ全体での業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社及び子会社との適切な連携を前提としたバックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、企業規模の拡大に適う、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

④情報管理体制の強化

当社グループはシステム開発やシステム運用、又はサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行なってまいります。

⑤財務上の課題

現時点で当社グループは財務上の課題を認識しておりません。2025年9月期まで計上している営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスは、プロダクト開発への先行投資によるものであり、2025年9月期は当期純利益を計上したほか、2026年9月期第3四半期連結累計期間においても営業黒字を維持しております。当社グループは、事業の拡大に伴いストック収益が積み上がることで売上高に占める費用の割合の減減を図り、①契約社数の増加及びクロスセル・アップセルによるARPAの向上、②プロダクトのスケールメリットの享受、③AIを活用した開発生産性の向上による開発効率化により、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

用語集

注釈番号	用語	内容
※ 1	ARPA	「Average Revenue Per Account」の略で、顧客1社（アカウント）当たりの平均売上高をいう。
※ 2	NLP	「Natural Language Processing」の略で、人間が日常的に使っている言葉（自然言語）をコンピューターに処理させる一連の技術をいう。自然言語処理と同義。
※ 3	アジャイル・ガバナンス	環境や技術の変化、新たなリスクの発生等に応じて、統治（ガバナンス）の在り方を継続的に見直し、機動的に改善していく統治手法をいう。
※ 4	インサイト	顧客データや行動履歴等の分析を通じて得られる、表面的には見えていない顧客の潜在的なニーズや課題に関する洞察をいう。
※ 5	受注単価	新規に獲得した初期導入契約に係る初期導入費用（追加の機能開発や保守運用に係る費用は含まない。）の総額を、当該契約の件数で除して算出。モデルの入れ替えやメンテナンス等の小型受注を除外するため、20百万超の契約に限定して集計。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組の状況は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは「AIによって全てのビジネスのワークフローを自動化・最適化する」をミッションとして掲げ、当社のすべての活動の基本としております。当社は、サステナビリティに関する課題を経営上の重要課題として、それに関わるリスク及び機会の把握につとめており、当社のミッション及び中長期的な成長持続の実現のために重要であると認識しております。

その基盤となるコーポレート・ガバナンス体制の整備は当社グループにとって不可欠な経営課題と位置付けており、継続的な充実・強化に努める方針であります。取締役会、監査役会に加え、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会において、事業環境の変化に伴い顕在化するサステナビリティ関連のリスク及び機会（例えば、AI技術の信頼性・安全性、情報セキュリティ、人材の確保・育成等）について定期的に審議するとともに、その対応方針を経営戦略及び事業計画に反映させることとしております。こうしたプロセスを通じて、ガバナンス向上を図っております。

(2) 戦略

短期、中期及び長期にわたり当社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組のうち、重要なものは以下のとおりであります。当社グループが提供するAIソリューションサービスは、サステナビリティの観点から、例えば顧客のDX化・ペーパーレス化の推進によって「環境負荷の軽減」に寄与しており、また、AIを活用した業務効率化によって「働きがいと経済成長の両立」に貢献しております。このように、当社のサービスはサステナビリティやSDGsと高い親和性を持っており、事業活動を誠実に進めることが重要だと考えております。これにより、顧客や社会が抱える課題を解決し、企業価値の持続的な向上と社会の持続可能な発展に貢献できるものと考えております。

当社グループでは、人的資本が重要な経営資本であると認識しており、人材の多様性の確保と人材育成を促進する様々な福利厚生や制度を整備しております。具体的には、フレックスタイム制度、在宅勤務制度の導入などによるワークライフバランスの向上を図り、国籍、人種、年齢、性別、身体条件等によらず、全社員が活躍できる雇用環境の整備に努めています。また、業務に関連する知識の習得を支援するために書籍購入制度、自己研鑽を目的とした資格取得等に関わる費用の会社負担なども行っております。

(3) リスク管理

当社グループでは、リスク管理・コンプライアンス委員会を年2回以上開催しております。同委員会では、事業活動全般に関するリスクの識別・評価を行うとともに、その一環として、データセキュリティ、人的資本等のサステナビリティに関連するリスク及び機会についても、事業への影響度及び発生可能性の両面から評価しております。識別・評価されたリスクについては、その重要性に応じて優先順位付けを行った上で、担当部門における予防策及び対応策を検討・実施しており、機会についても事業戦略への反映を検討しております。こうした識別・評価・対応のプロセスを経た上で、必要な対策を講じ、取締役会に付議・報告を行い、当社のサステナビリティのリスク及び機会への対応方針及び実行計画等について審議・監督を行っております。

(4) 指標及び目標

当社グループは、「戦略」に記載のとおり、AIソリューションサービスの提供を通じた環境負荷の軽減及び働きがいと経済成長の両立への貢献、並びに人的資本の確保・育成を、重要なサステナビリティの取組と位置付けております。これらの取組のうち、人的資本については、以下のとおり指標及び目標に関する考え方を記載しております。

当社グループでは、小規模な組織体制であるため、重要性も加味した上で、年齢、国籍、性別等の区分で管理職の構成割合や人数の目標値等は定めておりません。目標値を定めていない理由は、現時点の組織規模では、これらの区分ごとの目標値を設定した場合、少数の人事異動によって数値が大きく変動し、指標としての実態を適切に反映できないと考えているためであります。その具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。ただし、当社ミッションを実現し、事業成長を加速するためには、様々な局面において多様な意見を反映することが重要であるという認識の下、女性や中途採用者の管理職への登用を推進してまいります。

なお、環境負荷の軽減及び働きがいと経済成長の両立への貢献に関する取組については、現時点で定量的な指標及び目標を設定するには至っておりませんが、事業の拡大に応じて、顧客のDX化・ペーパーレス化の推進度合いや、AIを活用した業務効率化の実績等を測る指標の導入を今後検討してまいります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」に記載のとおり、当社は、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの事業の上の様々な経営リスクについてリスクの抽出、評価、対策等の協議・検討を行っております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業に関するリスク

① AI関連市場（発生可能性：低～中、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社グループが属するAI関連市場は、各産業でAIの実用化に向けた取り組みが進んでいること等から、今後も拡大を続けていくと予想しております。また、当社グループの事業展開も当該市場の拡大をその基本的条件としております。しかしながら、AI関連市場の成長は、AI技術の開発、利用、普及等を制限するような法規制、政策、景気動向、技術革新、関連する市場の動向等の様々な要因により影響を受けます。当社グループは市場の変化を早期に捉え、新たな顧客、市場を開拓するなどの対応策を講じる方針であります。具体的には、業界動向や競合の調査・分析を継続的に実施するとともに、特定の業種・顧客層への依存度を高めすぎない事業ポートフォリオの構築、及び複数のプロダクトラインの展開による収益源の多様化を進めております。しかしながら、これらの要因により、AI関連市場の成長ペースが大きく鈍化した場合や当社グループの想定どおりの規模に成長しない場合には、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

② 技術革新（発生可能性：低～中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループの事業領域であるAI関連市場は全世界で研究開発が進んでおり、技術革新の速度が極めて速いという特徴があります。当社グループでは、主にAI部門が最新の研究論文などの情報を継続的に収集しており、そうした技術革新に対応できる体制づくりに努めておりますが、今後において技術革新のスピードやこれに伴う新たなビジネスモデルの出現を含む市場環境の変化が、当社の想定を大きく超えるような場合や、当社グループが適時適切に対応出来ない場合、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 競合の動向（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社グループの属するAI関連事業分野においては、本書提出日現在で競合他社が全世界に存在しているほか、新規参入事業者も多く見受けられ、今後も他業種大手企業から高度に専門化した新興企業に至るまで、様々な事業者が新規に参入する可能性があります。これらの競合他社や新規参入事業者は、その資金力、技術開発力、価格競争力、顧客基盤、営業力、ブランド、知名度などの優位性を活用してサービスの開発に取り組んだ場合、当社グループの業績及び将来計画に影響を与える可能性があります。また、AI関連市場はいまだ未成熟であるため、かかる新規参入や競合他社の動向等により、市場シェアの構成が急激に変化する可能性があり、かかる場合には、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループとしましては、これまで培ってきたAI技術・ビジネス活用の知見を活かして、顧客のニーズに合致したAIサービスの開発を継続していく所存ではありますが、競争環境の更なる激化等、競合の状況によっては、価格低下圧力による利益率の悪化、対策のための追加のコストの負担等の原因により、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 事業の拡大について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループでは、今後の成長機会の創出に向けて、既存の顧客企業及び見込み顧客企業のニーズを前提とした新ソリューションや新機能の開発を実施しております。また、収益源の多角化の観点から、現在の事業領域と異なる分野にも進出する可能性があります。当社グループでは、収益見通しを吟味した上でこれらの取り組みについて進めておりますが、開発遅延や、現在の事業領域と異なる分野に進出した場合において、当該分野における収益化が進まない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 売上計上時期の期ずれについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループが提供するAIソリューションサービスにおいては、特にオンプレミスの大型案件において、顧客側

の要件定義の遅延や検収プロセスの長期化等に伴い、受注時期や完成時期が当初の見込みから後ろ倒しとなり、当該案件に係る売上・収益の計上時期が翌四半期あるいは翌事業年度に期ずれし、期ずれした金額の大きさによっては、各四半期あるいは事業年度における当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、プロジェクト管理及び営業のパイプライン管理を徹底し、進捗遅延の兆候を早期に検知・是正する体制を構築することで、期ずれの発生防止に努めております。

⑥ システム障害（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社グループが提供しているAIサービスの大半は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。したがって、自然災害や事故によりインターネット通信網が切断された場合には、サービスの提供が困難となります。サイバー攻撃等により当社グループサービス基盤への攻撃を受けた場合には、システム障害により事業遂行が困難になることや、事業上の重要機密が漏洩する可能性があります。また、予想外の急激なアクセス増加等による一時的な過負荷やその他予期せぬ事象によるサーバーダウン等により、当社グループのサービスが停止する可能性があります。これまで当社グループにおいて、クラウド環境におけるサーバーの冗長化やバックアップ等の対策をとっており、そのような事象は発生していませんが、今後このようなシステム障害等が発生し、サービスの安定的な提供が行えないような事態が発生した場合には、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

⑦ 情報管理（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社グループのAIが学習対象とする情報の中には、顧客の経営戦略上極めて重要かつ機密性が高い情報が含まれる場合があります。また、当社グループが提供するサービスでは、ユーザーの個人情報及びユーザーが保有する第三者の個人情報を取り扱っております。これらの情報の取扱いについては、情報管理に関する諸規程の整備及び適切な運用に努めておりますが、従業員及び委託先関係者の故意・過失、事故、災害、悪意をもった第三者による不正アクセス、その他予期せぬ要因等により情報の漏洩、不正使用または不適切な取扱が発生した場合、損害賠償責任やセキュリティシステム改修のための多額の費用負担を負う可能性及び当局による行政処分等の対象となる可能性があるほか、顧客からの信用を失うことにより取引関係が悪化する可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

⑧ 知的財産権におけるリスク（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社グループのビジネス上、当社グループの開発した独自の方法及び技術及び当社グループが開発し又はライセンスを受けている特許その他知的財産権は重要であります。当社グループは、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めておりますが、当社グループの知的財産権が十分に保護されない場合には、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、可能な範囲で調査を行っておりますが、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せずに他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。かかる場合のロイヤリティの支払や損害賠償請求等により、あるいは当社グループの知的財産が侵害された場合において、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

⑨ 為替変動リスクについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社グループは、日本の他に韓国及び米国に子会社を有し、海外展開を進めております。当社グループの事業構造売上高及び経費の多くを海外又は外貨建てで行っていることから、為替相場の変動は、当社グループの売上高、利益水準等の業績に加え、当社グループが保有する外貨建資産・負債の円換算額や為替換算調整勘定を通じて、純資産の増減にも影響を及ぼす可能性があります。米ドル建ての経費が米ドル建ての売上高を上回っているため、円安に推移した場合には営業利益に対してマイナスの、当社が保有する米ドル建て預金の為替差益により経常利益に対してはプラスの影響を及ぼします（円高局面においてはこれらが逆の作用となります）。

これらのリスクに対し、当社グループにおける収益と費用の通貨を可能な限り一致させることで、為替変動の影響を相対的に抑える構造（ナチュラル・ヘッジ）の推進や、現預金の一部（2026年6月末において15,854千ドル）を保有することに加え、グループ全体の為替ポジションの継続的なモニタリング、必要に応じた為替予約等のヘッジ手法の検討・実施により、当該リスクの低減に努めております。

⑩ 法的規制（発生可能性：低～中、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

現在、当社グループが営むAI関連事業そのものを規制する法令はありませんが、当社グループがAIを用いてコンテンツ及びサービスを展開する領域においては、医療関連の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」や金融関連の「銀行法」（電子決済等代行業に対する規制）などの特定の事業に対する法的規

制のほか、「不当景品類及び不当表示防止法」「電気通信事業法」「個人情報保護規制」などの一般的な法的規制を受けております。

当社グループでは、これらの法令を遵守するために、コンプライアンス体制の整備等を含む管理体制充実に取り組んでおります。しかしながら、将来において、当社グループが提供するコンテンツ及びサービスが法的規制に抵触する可能性を完全に否定することはできず、また、今後上記の法的規制が変更され、新たな法令等の制定や法解釈の変更がなされることにより、当社グループの事業が制約され、これらにより当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

（２）事業体制に関するリスク

① 人材の採用及び育成（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、事業の拡大に伴い、積極的に優秀な機械学習領域等のアルゴリズムを開発するエンジニアや、インフラやアプリケーション制作等のソフトウェア開発を行うエンジニア、また顧客企業のデジタル・AI戦略やAIのビジネス活用を促すコンサルタントの採用・育成を進めております。当社グループでは、こうした人材を確保するため、採用手法の多様化（リファラル採用、業務委託・副業人材の活用等）、報酬・評価制度及び福利厚生の整備、社内研修制度の拡充等による人材育成に取り組んでおります。しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社グループ内における人材育成、外部からの優秀な人材の採用等が計画どおりに進まず、必要な人材を確保することができない場合には、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

② 特定の人物への依存（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社グループの代表取締役でありますイ・チャンスは、創業者であると同時に最高経営責任者として経営戦略、事業戦略等、当社グループの業務に関する専門的な知識を有し、重要な役割を果たしております。当社グループでは、他役員や社員への情報共有や権限委譲を進めるなど、代表取締役に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により代表取締役が当社グループの経営執行を継続することが困難になった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、人材、資本、サービス、情報資産の適正かつ効率的な活用をすることが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。

そのためにも、当社グループでは、管理部門の人員拡充等を通じて、内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、今後の事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、一時的に適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

④ コンプライアンス体制（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るために、コンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えており、コンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに、役員及び従業員を対象として社内研修を実施し、コンプライアンスの重要性の周知徹底を図っております。その成果として、コンプライアンス事案はこれまで発生していませんが、万が一、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 小規模組織であること（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは小規模な組織であり、内部管理や業務執行についてもそれに応じた体制になっております。当社グループでは、今後の業務拡大に対応するため、人員の増強や内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実に図っていく方針ですが、何らかの事由でこれらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（３）その他のリスク

① 大規模な自然災害等（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社グループは、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じております。具体的には、クラウド環境の活用によるサーバーの分散化により、特定の拠点の被災によるシステム停止を回避できる体制を整えるとともに、テレワーク・在宅勤務制度の整備により、自然災害等により従業員が事業所へ出社できない場合でも、開発、顧客サポート及び管理業務を継続できる取組みを行っております。しかしながら、台風、地震、津波、感染症等の自然災害等が想定を大きく上回る規模で発生した場合、当社グループ又は当社グループの取引先の事業活動に影響を及

ばし、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

② 訴訟等（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

現時点において、当社グループにおいて係属中の訴訟はありません。当社グループでは、コンプライアンス体制の整備及び契約審査体制の強化により、訴訟等の未然防止に努めるとともに、必要に応じて弁護士等の専門家に相談する体制を整えております。しかしながら、将来において当社の取締役、従業員の法令違反等の有無にかかわらず、予期せぬトラブルや訴訟等が発生する可能性は否定できません。かかる訴訟が発生した場合には、その内容や金額によって、当社グループの業績、財政状態及び事業展開に影響を与える可能性があります。

③ ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化（発生可能性：高、発生時期：短期、影響度：低）

当社グループは役職員等に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブ等を目的として、ストック・オプション（新株予約権）を発行しております。ストック・オプションが権利行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は1,825,259株であり、発行済株式総数である18,415,288株の9.9%に相当しております。

④ 法人税に対する二重課税（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社は、過年度に実施したインバージョン取引により、米国税法上のインバージョン税制の適用を受けており、米国連邦法人税の観点では米国人として取り扱われています。これに伴い、当社は日本税法に基づく税務申告のみならず、米国税法に基づき、米国人としての税務申告を実施しています。

そのため、当社は税務上米国人と日本法人の双方として扱われ、米国と日本双方の課税の対象となっております。租税の目的における当社の二重ステータスは、重大な追加的法人税を生じることとはないと当社は考えておりますが、税務当局が異議を唱えた場合、当社グループは多大な追加的法人税が課される可能性があります。

⑤ 配当政策及び配当に対する二重課税（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、現時点での利益還元方針として、当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。すなわち、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

また、当社の配当の支払については、当社が知る限り、現時点において証券会社等による当該配当の支払処理の整備が整っていない状況であり、配当の支払処理に必要な整備がなされるまでは、当社は配当を実施する予定はありません。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社グループを取り巻く事業環境、証券会社等による当該配当の支払処理の整備状況等を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ではありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

当社普通株式に関し、米国の居住者である株主に対して支払われる配当の総額は、一般的に米国連邦法人税の目的で、受取配当金として総所得に含まれます。かかる配当は一般的に日本の源泉徴収税の対象にもなります。当社は日本で設立された株式会社であるものの、米国の連邦法人税の目的上は米国会社として扱われるため、かかる配当は、米国の外国税額控除制度における国外源泉所得と認められません。したがって、米国の居住者である株主は、その他の国外源泉所得を十分に有しない限り、当社から受領した配当に対する日本の源泉徴収税に関し、外国税額控除を主張することができません。

また当社普通株式に関し、日本の居住者である株主に対して支払われる配当の総額は、日本の租税の目的上、（法人株主に対する一部の例外を除き）一般的に課税の対象となります。かかる配当は一般的に米国の源泉徴収税の対象にもなります。当社は日本の会社であるため、かかる配当は、日本の外国税額控除制度における国外源泉所得と認められず、また、米国の源泉徴収税は外国所得税と認められないと考えられます。

米国又は日本の株主以外の当社の普通株式の保有者は、通常米国と日本の双方の源泉徴収税の対象となります。

具体的には日本において当社株式保有者に対して支払われる配当金は米国および日本の税法上の配当所得となります。当社株式について日本の居住者たる個人または日本の法人が日本における支払の取扱者を通じて交付を受ける配当金については、日本における課税に加えて、配当の源泉徴収義務者である当社又は当社の支払代理人が配当金額のうち原則として法定税率である30%を源泉徴収し米国の内国歳入庁（IRS）に納付します。

⑥ 資金使途（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社グループの上場時に実施する公募増資による調達資金につきましては、当社子会社の優秀な営業、マーケティング、開発及び管理人材の採用・育成、システム投資及び当社運転資金等に充当する予定であります。

しかしながら、急激に変化する事業環境により柔軟に対応するため、現時点における計画以外の使途にも充当される可能性があります。また、計画に沿って資金を使用した場合でも想定通りの投資効果を上げられない場合、当社グループの経営成績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 繰越欠損金（発生可能性：低、発生時期：中期、影響度：中）

当社グループは、税務上の繰越欠損金を有しております。これは法人税負担の軽減効果があり、今後当該繰越欠損金の繰越期間の使用制限範囲内において納税額の減少をさせることにより、キャッシュ・フロー改善に寄与することが見込まれます。

しかしながら、当社グループの業績が順調に推移することで繰越欠損金を上回る課税所得が発生した場合、及び当社グループの業績の下振れ等により繰越期限の失効する繰越欠損金が発生した場合は、課税所得からの控除が受けられなくなり、通常の税率にもとづく法人税等の納税負担が発生することで、当社グループの業績及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 投融資（発生可能性：低、発生時期：短期、影響度：中）

当社グループは、現在において投資を行っている事実はありません。しかしながら、今後の事業拡大のために、国内外を問わず出資、子会社設立、合併事業の展開、アライアンス、M&A等の投融資を実施する場合があります。また、投資判断においては、投資先候補企業の事業内容を吟味し、当社グループとの事業シナジーが得られること、投資先候補企業の事業計画、当社グループの財務状況や投資先候補企業への影響力等を考慮し、投資先候補企業の評価額が適切な水準であることを慎重に確認し、投資判断を行う予定です。ただし、投資先企業の事業が計画通りに進捗しない場合や投融資額を回収できなかった場合、減損の対象となる事象が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社グループの事業は、AIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

① 財政状態の状況

第5期連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は3,399百万円となり、前連結会計年度末に比べ197百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が80百万円増加したこと、及び売上高の増加に伴い売掛金及び契約資産が85百万円増加したことによるものであります。固定資産は172百万円となり、前連結会計年度末に比べ124百万円増加いたしました。これは主に有形固定資産が98百万円、投資その他の資産が26百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、3,572百万円となり、前連結会計年度末に比べ322百万円増加いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は446百万円となり、前連結会計年度末に比べ202百万円増加いたしました。これは主に、事業拡大に伴う費用の増加により未払金が45百万円増加したこと、顧客との複数年契約の増加により契約負債が129百万円増加したこと、Allganize Korea Co., Ltd. のオフィス移転に伴うリース債務が19百万円増加したことによるものであります。固定負債は165百万円となり、前連結会計年度末に比べ100百万円増加いたしました。これは主にリース債務が79百万円、退職給付に係る負債が16百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、611百万円となり、前連結会計年度末に比べ303百万円増加いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は2,961百万円となり、前連結会計年度末に比べ19百万円増加いたしました。これは主に当期純利益の計上により利益剰余金が9百万円増加したことによるものであります。

第6期中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

（資産）

当中間連結会計期間末における資産合計は3,864百万円となり、前連結会計年度末に比べ291百万円増加いたしました。これは主に、売上高の増加に伴う入金増により現金及び預金125百万円、売上高の増加に伴い売掛金及び契約資産125百万円、自社利用ソフトウェアの計上により無形固定資産56百万円がそれぞれ増加したことによるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債合計は552百万円となり、前連結会計年度末に比べ59百万円減少いたしました。これは主に、前連結会計年度末に計上していた契約負債が、当中間連結会計期間の売上として計上されたことにより契約負債50百万円が減少したことによるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は3,312百万円となり、前連結会計年度末に比べ350百万円増加いたしました。これは主に、売上高の拡大により収益性が改善したこと等を背景に親会社株主に帰属する中間純利益320百万円を計上したことによるものであります。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2025年10月1日 至 2026年6月30日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は4,148百万円となり、前連結会計年度末に比べ576百万円増加となりました。これは主に、営業活動によるキャッシュ・フローの改善により現金及び預金が384百万円増加したこと等によるものであります。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は730百万円となり、前連結会計年度末に比べ119百万円増加いたしました。これは主に、業績の改善に伴い納付すべき法人税等の額が増加したことにより未払法人税等が79百万円増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産は3,418百万円となり、前連結会計年度末に比べ456百万円増加い

たしました。これは主に、売上高の拡大及び費用対効果の改善により四半期純利益を405百万円計上したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第5期連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

近年の急速な技術革新により、生成AI（Generative AI）市場は世界的に拡大傾向にあります。特に、大規模言語モデル（LLM）の進化やAI技術の低価格化を背景に、企業における業務効率化や顧客体験向上に対する期待が高まっており、生成AIの活用は今後ますます広がることが予想されます。

このような環境の中、当社はAlli LLM App Marketを基盤として、顧客の業務効率化を支援することにより、安定して事業を継続・拡大することができました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,336百万円（前年同期比95.2%増）、営業損失206百万円（前連結会計年度は営業損失719百万円）、経常損失5百万円（前連結会計年度は経常損失790百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益9百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失746百万円）となりました。

なお、当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第6期中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

当中間連結会計期間においても、前連結会計年度に引き続き生成AI市場の拡大が続いており、企業における導入検討の広がりを背景に、当社の主要プロダクトである「Alli LLM App Market」の顧客数が着実に増加いたしました。また、2026年4月の提供開始に先立ち、「Alli Coworker」の開発を進めるとともに、既存顧客への追加提案（クロスセル・アップセル）にも注力いたしました。

このような取組みの結果、売上高の増加ペースが費用の増加ペースを上回り、安定して事業を継続・拡大することができました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高933百万円、営業利益192百万円、経常利益384百万円、親会社株主に帰属する中間純利益320百万円となりました。

なお、当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2025年10月1日 至 2026年6月30日）

当第3四半期連結累計期間においては、2026年4月に提供を開始した「Alli Coworker」が、日本、米国及び韓国において2026年6月末時点で累計19社の有料顧客への導入を実現するなど、新たな収益源としての貢献が始まっております。これに加え、引き続き「Alli LLM App Market」の顧客基盤も拡大しており、両プロダクトの相乗効果により、安定して事業を継続・拡大することができました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高1,398百万円、営業利益237百万円、経常利益482百万円、四半期純利益405百万円となりました。

なお、当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第5期連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べて80百万円増加し、3,116百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は2百万円（前年同期は555百万円の支出）となりました。これは、当期純利益の計上及び、事業拡大に伴う費用の増加により未払金が46百万円増加したこと、顧客との複数年契約の増加により契約負債が129百万円増加したことなどが主な資金増加要因となった一方、売上高の増加に伴い売上債権が86百万円増加したこと、円安の進行により為替差益92百万円を計上したことが資金減少要因となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は18百万円（前年同期は35百万円の支出）となりました。

これは、主にAllganize Korea Co., Ltd. のオフィス移転に伴う敷金及び保証金の差入による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は11百万円（前年同期は3,033百万円の収入）となりました。
これは、主にリース債務の返済によるものであります。

第6期中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ125百万円増加し、3,241百万円となりました。

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は20百万円となりました。これは、売上高の増加に伴う収益性の改善により税金等調整前中間純利益384百万円を計上したことが主な資金増加要因となった一方、売上高の増加に伴い売掛金及び契約資産が124百万円増加したこと、円安の進行により為替差益146百万円を計上したことなどが資金減少要因となったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は63百万円となりました。これは主に、自社利用ソフトウェアの計上により無形固定資産の取得による支出61百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は1百万円となりました。これは新株予約権の発行による収入10百万円があった一方で、リース債務の返済による支出9百万円によるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

1) セグメント別売上高

当連結会計年度及び当中間連結会計期間並びに当第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは、AIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第5期連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)		第6期中間 連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	第6期第3四半期 連結累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
AIソリューション事業	金額 (百万円)	前年同期比 (%)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
	1,336	195.2	933	1,398

(注) 1. 当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しています。

2. 総販売実績に対する販売実績の割合が100分の10以上の相手先が存在しないため、最近2連結会計年度及び第6期中間連結会計期間並びに第6期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績等の記載は省略しております。

3. 第5期連結会計年度における販売実績は、売上高1,336百万円（前年同期比95.2%増）となりましたが、これは主に、日本及び米国におけるAlli LLM App Marketの月額課金又は定期定額契約による顧客の増加、並びに韓国における主に金融機関及び公的機関向けのオンプレミス環境でのLLMアプリケーション提供の増加によるものであります。また、第6期中間連結会計期間における販売実績は、売上高933百万円となりましたが、これは主に、上記顧客基盤の継続的な拡大に加え、既存顧客に対する追加提案（クロスセル・アップセル）の進展によるものであります。第6期第3四半期連結累計期間における販売実績は、売上高1,398百万円となりましたが、これは主に、2026年4月に提供を開始した「Alli Coworker」の新規導入及び上記の傾向が継続したことによるものであります。

2) 地域別売上高

当連結会計年度及び当中間連結会計期間並びに当第3四半期連結累計期間の販売実績を地域ごとに示すと、次のとおりであります。

地域別	第5期連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)		第6期中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)		第6期第3四半期 連結累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)	
	金額 (百万円)	前年同期比 (%)	金額 (百万円)	前年同期比 (%)	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
日本	804	172.5	520	144.5	773	143.0
韓国	448	262.2	378	151.5	566	186.5
米国	84	177.5	34	182.2	58	79.7
合計	1,336	195.2	933	148.4	1,398	152.3

3) 提供形態別売上高

当連結会計年度及び当中間連結会計期間並びに当第3四半期連結累計期間の販売実績を提供形態ごとに示すと、次のとおりであります。

提供形態別	第5期連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)		第6期中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)		第6期第3四半期 連結累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)	
	金額 (百万円)	前年同期比 (%)	金額 (百万円)	前年同期比 (%)	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
SaaS	851	135.8	565	141.2	852	141.0
オンプレミス	484	841.9	367	161.0	546	174.0
合計	1,336	195.2	933	148.4	1,398	152.3

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える見積りを用いております。これらの見積りについては、連結財務諸表作成時に入手可能な情報及び合理的な基準に基づき判断しておりますが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。

当社グループが連結財務諸表の作成にあたり会計上の見積りを行っている主な項目は、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性及び貸倒引当金等であります。これらについては、固定資産の残高が総資産に占める割合が小さく、また、Allganize Korea Co., Ltd. 及びAllganize Japan株式会社において減損の兆候がないこと、繰延税金資産は計上しているものの総資産に占める割合が小さいこと、貸倒実績が僅少であることから、現時点において、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはないと判断しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営成績は、第5期連結会計年度において売上高1,336百万円（前期比95.2%増）と大幅な増収を達成した一方、事業拡大に向けた人件費及びクラウドサーバー費用等の先行投資により、営業損失206百万円を計上いたしました。その後、第5期における顧客基盤の拡大及び「Alli Coworker」の提供開始（2026年4月）等による売上規模の拡大が進む一方、先行投資により整備した組織・システム基盤の活用が進んだことで、売上高の増加ペースが費用の増加ペースを上回るようになり、第6期中間連結会計期間においては営業利益192百万円を計上するに至りました。当社グループとしては、事業拡大に伴う投資と収益成長のバランスが改善しつつあるものと認識しており、今後も同様の傾向が継続するよう、収益性及び費用対効果を意識した経営を推進してまいります。

第5期連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（売上高）

当連結会計年度における売上高は1,336百万円（前期比95.2%増）となりました。これは主に、日本及び米国におけるAlli LLM App Marketの月額課金又は定期定額契約による顧客の増加、並びに韓国における主に金融機関及び公的機関向けのオンプレミス環境でのLLMアプリケーション提供の増加によるものであります。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度における売上原価は462百万円（前期比14.6%増）となりました。これは主に、売上規模拡大に伴うクラウドサーバー費用及びカスタマーサクセス部門の人件費の増加によるものであります。この結果、売上総利益は874百万円（前期比210.8%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は1,081百万円（前期比8.1%増）となりました。これは主に、従業員数の増加に伴う人件費及び支払報酬の増加によるものであります。この結果、営業損失は206百万円（前年同期は719百万円の損失）となりました。

（営業外損益、経常利益）

当連結会計年度の営業外収益は、216百万円となりました。これは主に、為替差益、預金利息によるものであります。また、営業外費用は、15百万円となりました。これは主に、支払利息によるものであります。この結果、経常損失は5百万円（前年同期は790百万円の損失）となりました。

（特別損益、法人税等合計及び当期純利益）

当連結会計年度において、特別利益及び特別損失は発生しておりません。法人税等調整額が21百万円となりました。この結果、当期純利益は9百万円（前年同期は746百万円の損失）となりました。

第6期中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

（売上高）

当中間連結会計期間における売上高は933百万円となりました。これは主に、日本及び米国におけるAlli LLM App Marketの月額課金又は定期契約による収益、並びに韓国における主に金融機関及び公的機関向けのオンプレミス環境でのLLMアプリケーションの提供による収益によるものであります。

（売上原価、売上総利益）

当中間連結会計期間における売上原価は315百万円となりました。これは主に、クラウドサーバー費用並びにカスタマーサクセス部門及びエンジニア部門の人件費によるものであります。この結果、売上総利益は617百万円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は424百万円となりました。これは主に、人件費、支払報酬及び研究開発費によるものであります。なお、ソフトウェアの開発に係る支出のうち、資産計上の要件を満たすものについては、資産計上しております。この結果、営業利益は192百万円となりました。

（営業外損益、経常利益）

当中間連結会計期間の営業外収益は、198百万円となりました。これは主に、為替差益、預金利息によるものであります。また、営業外費用は、6百万円となりました。これは主に、支払利息によるものであります。この結果、経常利益は384百万円となりました。

（特別損益、法人税等合計及び当期純利益）

当中間連結会計期間において、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等が64百万円発生しております。この結果、中間純利益は320百万円となりました。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2025年10月1日 至 2026年6月30日）

（売上高）

当第3四半期連結累計期間における売上高は1,398百万円となりました。これは主に、日本及び米国におけるAlli LLM App Marketの月額課金又は定期契約による収益、並びに韓国における主に金融機関及び公的機関向けのオンプレミス環境でのLLMアプリケーションの提供による収益によるものであります。また、当社グループは、「Alli Coworker」の提供開始（2026年4月）以降、2026年6月末時点で、日本、米国及び韓国において累計19社の有料顧客への導入を実現しております。

（売上原価、売上総利益）

当第3四半期連結累計期間における売上原価は503百万円となりました。これは主に、クラウドサーバー費用並びにカスタマーサクセス部門及びエンジニア部門の人件費によるものであります。この結果、売上総利益は895百万円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当第3四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は657百万円となりました。これは主に、人件費、支払報酬及び研究開発費によるものであります。なお、ソフトウェアの開発に係る支出のうち、資産計上の要件を満たすものについては、資産計上しております。この結果、営業利益は237百万円となりました。

（営業外損益、経常利益）

当第3四半期連結累計期間における営業外収益は、254百万円となりました。これは主に、為替差益、預金利息によるものであります。また、営業外費用は、9百万円となりました。これは主に、支払利息によるものであります。この結果、経常利益は482百万円となりました。

（特別損益、法人税等合計及び当期純利益）

当第3四半期連結累計期間において、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等が76百万円発生しております。この結果、四半期純利益は405百万円となりました。

③ 財政状態の分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

④ キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの運転資金需要の主なものは、当社サービスを機能改良・新規開発していくための開発人員の人件費、販売拡大のための営業人員の人件費、サービス運営のためのクラウドインフラ費、及び顧客獲得のための広告宣伝費であります。これらの資金需要に対しては、自己資金、エクイティファイナンス、金融機関からの借入等で調達していくことを基本方針としております。当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は3,116百万円であり、また、当社グループは第6期中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローがプラスに転じております。加えて、当社グループは金融機関との間で複数の取引関係を有しており、必要に応じて機動的に資金調達を行うことが可能な体制を整えております。以上を踏まえ、当社グループは、現時点において、事業活動を継続する上で必要な資金の財源及び流動性は十分に確保されているものと判断しております。

⑥ 目標とする客観的な指標等の推移

当社グループは、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載の指標等に注視しております。そこで、当社グループにおいては、より高い成長性及び収益力を確保する観点から、売上高、契約社数、ARPA及び営業利益を重要な経営指標と捉えております。

各指標の推移は以下のとおりであります。

		2025年9月期	2026年9月期 中間連結会計 期間	2026年9月期 第3四半期 連結累計期間
売上高	(百万円)	1,336	933	1,398
営業利益又は 営業損失(△)	(百万円)	△206	192	237
契約社数	(社)	223	239	240
ARPA	(百万円)	5.4	6.4	6.8

売上高は、第5期連結会計年度において1,336百万円（前年同期比95.2%増）となった後も、第6期中間連結会計期間933百万円、第6期第3四半期連結累計期間1,398百万円と、既に前連結会計年度の年間売上高を上回る水準で推移しており、契約社数の増加を主因として順調に拡大しております。

営業損益についても、第5期は営業損失206百万円を計上したものの、第6期中間連結会計期間には営業利益192百万円、第6期第3四半期連結累計期間には営業利益237百万円と、黒字基調が定着しつつあります。これは、契約社数の増加に伴う売上拡大が、人件費等の費用の増加ペースを上回ったことによるものであり、当社グループが目指す「事業拡大とともに収益性を改善させる」という方針に沿った進捗であると認識しております。

契約社数は、2025年9月期の223社から、2026年9月期第3四半期時点で240社まで着実に増加しており、当社グループのプロダクトが継続的に新規顧客の獲得に寄与していることを示しております。

ARPA（顧客当たり平均売上高）についても、2025年9月期の5.4百万円から2026年9月期第3四半期時点で6.8百万円へと上昇しており、既存顧客に対するクロスセル・アップセルの取組みの成果が、契約社数の増加にとどまらない収益の質の向上として表れているものと分析しております。

以上のとおり、各指標はいずれも順調に推移しており、当社グループが掲げる「より高い成長性及び収益力の確保」という目標に向けて、着実に進捗しているものと認識しております。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは、エンタープライズ向け大規模言語モデル（LLM）の全技術スタックの統合を通じた実業務自動化の実現に向けた研究開発に取り組んでおります。具体的には、当社独自のRetrieval Augmented Generation（RAG）技術を組み合わせた各種AIエージェントの開発及び顧客企業の業務フローをAgent化するプラットフォームの開発に加え、企業内における運用の安定性と信頼性に重点を置いたエンタープライズ向けパイプコーディングプラットフォーム「Alli Coworker」の研究開発、並びに人間とAIを同等のレベルで定義するAI Nativeの設計思想に基づく既存エンタープライズソフトウェアの再定義に向けた研究開発を推進しております。当連結会計年度における研究開発費の金額は319百万円であります。

なお、当社は、AIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

第5期連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当連結会計年度における研究開発活動の金額は319百万円となりました。当連結会計年度においては、エンタープライズ向けLLMの全技術スタックの統合を通じて、顧客企業におけるLLMを活用した実業務の自動化をより効果的に実現するための研究開発を中心に組み込みました。具体的には、顧客企業の業務フローをAgent化する領域と、大企業の厳格なセキュリティ規制を満たしながらも性能を最大限に発揮するパイプコーディングプラットフォームの開発を二つの主要な柱として推進いたしました。特に、企業内における運用の安定性と信頼性に重点を置いたエンタープライズ向けパイプコーディングプラットフォームとして「Alli Coworker」の製品化に向けた研究開発を進めてまいりました。また、LLM関連技術の実業務への適用に向けて、LLMの性能評価、LLMが業務において対応可能な領域と対応困難な領域を系統的に管理する仕組みの構築、並びに関連ログの記録及び実業務におけるLLMの処理内容を容易にデバッグ可能とする機能の開発に注力いたしました。さらに、各業務領域においてAIによる自動化が進展する中で、既存のエンタープライズソフトウェアをAI Nativeとして再設計・再開発する領域にも研究開発を推進いたしました。従来のエンタープライズソフトウェアは人間を主たる操作者として設計されておりますが、AIエージェントが実業務遂行の主要な担い手となりつつある現状において、その設計思想が十分に反映されていないことにより、AIを活用した業務自動化にギャップが生じております。このため、ERP、顧客管理システム、ワークメッセンジャー、HR、ファイナンス等の既存ソフトウェアについて、人間とAIを同等のレベルで定義するAI Nativeの思想に基づく再定義を行い、業務自動化をより効果的に実現するための研究開発に取り組んでおります。

第6期中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

当中間連結会計期間における研究開発活動の金額は51百万円となりました。当中間連結会計期間においては、前連結会計年度に引き続き、エンタープライズ向けLLMの全技術スタックの統合による実業務自動化の研究開発を推進いたしました。具体的には、顧客企業の業務フローをAgent化する領域と、大企業の厳格なセキュリティ規制を満たしながらも性能を最大限に発揮するパイプコーディングプラットフォームの開発を二つの主要な柱として引き続き推進いたしました。特に、企業内における運用の安定性と信頼性に重点を置いたエンタープライズ向けパイプコーディングプラットフォーム「Alli Coworker」の製品化を進めるとともに、LLMの性能評価、LLMが業務において対応可能な領域と対応困難な領域の系統的な管理、並びに関連ログの記録及びデバッグ機能の開発に注力いたしました。加えて、ERP、顧客管理システム、ワークメッセンジャー、HR、ファイナンス等の既存エンタープライズソフトウェアについて、人間とAIを同等のレベルで定義するAI Nativeの設計思想に基づく再定義を通じた業務自動化の高度化に向けた研究開発にも取り組んでおります。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2025年10月1日 至 2026年6月30日）

当第3四半期連結累計期間における研究開発活動の金額は79百万円となりました。当第3四半期連結累計期間においては、前連結会計年度及び当中間連結会計期間に引き続き、エンタープライズ向けLLMの全技術スタックの統合による実業務自動化の研究開発を推進いたしました。中心的な取り組みとして、企業内における運用の安定性と信頼性に重点を置いたエンタープライズ向けパイプコーディングプラットフォーム「Alli Coworker」を2026年4月に正式に製品化したいたしました。ローンチ後は、実際の導入企業からのフィードバックを踏まえ、LLMが業務において対応可能な領域と対応困難な領域の系統的な切り分け精度の向上、関連ログの記録及びデバッグ機能の強化、並びに大企業の厳格なセキュリティ規制への対応強化に継続して注力いたしました。また、顧客企業の業務フローをAgent化する領域についても、既存顧客への展開拡大等の研究開発を推進いたしました。加えて、ERP、顧客管理システム、ワークメッセンジャー、HR、ファイナンス等の既存エンタープライズソフトウェアについて、人間とAIを同等のレベルで定義するAI Nativeの設計思想に基づく再定義を通じた業務自動化の高度化に向けた研究開発にも取り組んでおります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しています。

第5期連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当連結会計年度の設備投資の総額は5百万円であります。その主な内容は、パソコン等の工具、器具及び備品の取得によるものでございます。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

第6期中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

当連結会計年度の設備投資の総額は63百万円であります。その主な内容は、パソコン等の工具、器具及び備品の取得が1百万円、自社利用ソフトウェアの開発が61百万円によるものでございます。

なお、当中間連結会計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2025年10月1日 至 2026年6月30日）

当第3四半期連結累計期間の設備投資の総額は98百万円であります。その主な内容は、パソコン等の工具、器具及び備品の取得が2百万円、自社利用ソフトウェアの開発が96百万円によるものでございます。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社は持株会社であり、主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2025年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	
Allganize Japan株式 会社	本社 (東京都渋谷区)	本社設備	2	1	3	21

(注) 1. 本社を連結会社以外から賃借しております。年間賃借料は13百万円であります。

(3) 在外子会社

2025年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	リース資産 (百万円)	合計 (百万円)	
Allganize Inc. (米国)	本社 (米国テキサス州)	本社設備	-	-	-	-	6
Allganize Korea Co., Ltd. (韓国)	本社 (韓国ソウル市)	本社設備	-	5	105	110	47

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 当社は、臨時従業員を有していません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2026年8月31日現在）

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当たってはグループ会議において提出会社を中心に調整を図っております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

（1）重要な設備の新設等

当社は、AIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
Allganize Korea Co., Ltd.	本社 (韓国 ソウル市)	ソフトウェア	820	113	自己資金 増資資金	2025年10月	2029年9月	(注)

(注) クラウドサービス機能拡充のための追加開発を継続的に行っております。完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

(注) 2026年7月17日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、定款第6条に定める発行可能株式総数を70,000,000株へ変更しております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,415,288	非上場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	18,415,288	—	—

(注) 1. 2026年6月19日開催の取締役会決議により、A種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき、2026年7月7日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したすべての当該優先株式は同日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。なお、2026年7月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2026年7月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2021年12月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社子会社従業員 4名
新株予約権の数（個）※	510,000 [310,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 510,000株 [310,000株] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	0.0001 (注) 2
新株予約権の行使期間※	2022年1月1日～2031年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 0.0001 資本組入額 0.00005 (注) 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{の比率}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を 0.0001 米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

(1) (i) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii) 当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii) 当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv) 当社が完全子会社となる株式移転計画、(v) 本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi) 本新株予約権の目的である種

類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記第 2 項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される 1 株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定めるところと同様とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 承継会社による新株予約権の取得

上記に定めるところと同様とする。

(10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第2回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2021年12月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社子会社従業員 7名
新株予約権の数（個）※	32,250 [47,000]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 32,250株 [47,000株]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	0.26（注）2
新株予約権の行使期間※	2022年1月1日～2031年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 0.26 資本組入額 0.13（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前行使価額}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を0.26米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i)上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (9) 承継会社による新株予約権の取得
上記に定めるところと同様とする。
- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第3回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2021年12月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社子会社従業員 19名
新株予約権の数（個）※	160,716 [20,000] （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 160,716株 [20,000株] （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	0.4（注） 2
新株予約権の行使期間※	2022年1月1日～2031年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 0.4 資本組入額 0.2（注） 3
新株予約権の行使の条件※	（注） 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 6

※当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を0.4米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の
資本構成の変更の比率

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。
 - (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
 - (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
 - (1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i)上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 承継会社による新株予約権の取得
上記に定めるところと同様とする。
- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第4回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2022年12月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社子会社従業員 12名
新株予約権の数（個）※	194,515 [80,508]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 194,515株 [80,508株]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	0.4（注）2
新株予約権の行使期間※	2023年1月1日～2031年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 0.4 資本組入額 0.2（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{比率}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を0.4米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式によ

り行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整前行使価額

調整後行使価額 = $\frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前行使価額}}$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。
 - (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
 - (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
 - (1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i)上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額

- とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 承継会社による新株予約権の取得
上記に定めるところと同様とする。
- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第5回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2023年2月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 16名
新株予約権の数（個）※	214,681 [68,227]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 214,681株 [68,227株]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	0.4（注）2
新株予約権の行使期間※	2023年3月1日～2032年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 0.4 資本組入額 0.2（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{の比率}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を0.4米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

(1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 承継会社による新株予約権の取得
上記に定めるところと同様とする。
- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第6回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2023年4月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名
新株予約権の数（個）※	700,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 700,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	0.4（注）2
新株予約権の行使期間※	2023年4月1日～2033年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 0.4 資本組入額 0.2（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{の比率}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普

通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を0.4米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式のいずれかの金融商品取引所への上場日から起算して180日間経過するまで、本新株予約権を行使することはできない。ただし、本新株予約権者は、(i) 当社の総株主の議決権の過半数が第三者に対して譲渡される場合又は当会社が株式交付子会社となる株式交付をする場合、若しくは、(ii) 支配権移転取引等(当社定款第12条の9に定義される)を実行することを当社が承認した場合は、この限りではない。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

(1) (i) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii) 当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii) 当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv) 当社が完全子会社となる株式移転計画、(v) 本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii) 特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約

権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記第 2 項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される 1 株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

- (5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

- (6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定めるところと同様とする。

- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (9) 承継会社による新株予約権の取得

上記に定めるところと同様とする。

- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第 7 回新株予約権 (ストック・オプション)

決議年月日	2023年 7 月28日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社子会社従業員 3 名
新株予約権の数 (個) ※	20,000 [6,143] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式 20,000株 [6,143株] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (米ドル) ※	0.4 (注) 2
新株予約権の行使期間※	2023年 8 月 1 日～2032年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (米ドル) ※	発行価格 0.4 資本組入額 0.2 (注) 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※当事業年度の末日 (2025年 9 月30日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (2026年 8 月31 日) にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により

本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{の比率}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を0.4米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が

不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記第 2 項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される 1 株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

- (5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

- (6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定めるところと同様とする。

- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (9) 承継会社による新株予約権の取得

上記に定めるところと同様とする。

- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第 8 回新株予約権 (ストック・オプション)

決議年月日	2024年 1 月 26 日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社子会社従業員 8 名
新株予約権の数 (個) ※	77,025 [46,955] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式 77,025株 [46,955株] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (米ドル) ※	1.2 (注) 2
新株予約権の行使期間※	2024年 3 月 1 日～2033年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (米ドル) ※	発行価格 1.2 資本組入額 0.6 (注) 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※当事業年度の末日 (2025年 9 月 30 日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (2026年 8 月 31 日) にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他

の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を 1.2 米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

(1) (i) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii) 当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii) 当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv) 当社が完全子会社となる株式移転計画、(v) 本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi) 本新株予約権の目的である種

類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記第 2 項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される 1 株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定めるところと同様とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 承継会社による新株予約権の取得

上記に定めるところと同様とする。

(10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2024年3月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 6名
新株予約権の数（個）※	95,000 [48,310] （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 95,000株 [48,310株] （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	1.2（注） 2
新株予約権の行使期間※	2024年4月1日～2033年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 1.2 資本組入額 0.6（注） 3
新株予約権の行使の条件※	（注） 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 6

※当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{比率}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1.2米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができ

- る。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。

- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 承継会社による新株予約権の取得
上記に定めるところと同様とする。
- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2024年 3 月15 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社取締役 1 名 当社子会社従業員 1 名
新株予約権の数（個）※	200,000（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 200,000株（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	1.2（注） 2
新株予約権の行使期間※	2024年 4 月 1 日～2033年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 1.2 資本組入額 0.6（注） 3
新株予約権の行使の条件※	（注） 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 6

※当事業年度の末日（2025年 9 月30 日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年 8 月31 日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1.2米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の
資本構成の変更の比率

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。
 - (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
 - (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (3) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式のいずれかの金融商品取引所への上場日から起算して180日間経過するまで、本新株予約権を行使することはできない。ただし、本新株予約権者は、(i) 当社の総株主の議決権の過半数が第三者に対して譲渡される場合又は当会社が株式交付子会社となる株式交付をする場合、若しくは、(ii) 支配権移転取引等(当社定款第12条の9に定義される)を実行することを当社が承認した場合は、この限りではない。
 - (4) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
 - (1) (i) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii) 当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii) 当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv) 当社が完全子会社となる株式移転計画、(v) 本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii) 特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使ができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たり

の価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 承継会社による新株予約権の取得
上記に定めるところと同様とする。
- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第11回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2024年6月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 1名
新株予約権の数（個）※	60,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 60,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	1.2（注）2
新株予約権の行使期間※	2024年7月1日～2033年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 1.2 資本組入額 0.6（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前対象株式数}} \times$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1.2米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式のいずれかの金融商品取引所への上場日から起算して180日間経過するまで、本新株予約権を行使することはできない。ただし、本新株予約権者は、(i) 当社の総株主の議決権の過半数が第三者に対して譲渡される場合又は当会社が株式交付子会社となる株式交付をする場合、若しくは、(ii) 支配権移転取引等(当社定款第12条の9に定義される)を実行することを当社が承認した場合は、この限りではない。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

(1) (i) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii) 当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii) 当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv) 当社が完全子会社となる株式移転計画、(v) 本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii) 特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式

交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定めるところと同様とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 承継会社による新株予約権の取得

上記に定めるところと同様とする。

(10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第12回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2024年6月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 3名
新株予約権の数（個）※	65,000 [30,555]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 65,000株 [30,555株]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	1.2（注）2
新株予約権の行使期間※	2024年7月1日～2033年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 1.2 資本組入額 0.6（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{の比率}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1.2米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

(1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約

権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記第 2 項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される 1 株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

- (5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

- (6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定めるところと同様とする。

- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (9) 承継会社による新株予約権の取得

上記に定めるところと同様とする。

- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権 (ストック・オプション)

決議年月日	2024年 7 月19日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社子会社従業員 3 名
新株予約権の数 (個) ※	7,000 [5,062] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式 7,000株 [5,062株] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (米ドル) ※	1.2 (注) 2
新株予約権の行使期間※	2024年 8 月 1 日～2033年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (米ドル) ※	発行価格 1.2 資本組入額 0.6 (注) 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※当事業年度の末日 (2025年 9 月30日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (2026年 8 月31日) にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式によ

り本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{の比率}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1.2米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が

不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記第 2 項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される 1 株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

- (5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

- (6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定めるところと同様とする。

- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (9) 承継会社による新株予約権の取得

上記に定めるところと同様とする。

- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第14回新株予約権 (ストック・オプション)

決議年月日	2024年11月15日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社子会社従業員 1 名
新株予約権の数 (個) ※	25,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式 25,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (米ドル) ※	1.2 (注) 2
新株予約権の行使期間※	2024年12月 1 日～2033年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (米ドル) ※	発行価格 1.2 資本組入額 0.6 (注) 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※当事業年度の末日 (2025年 9 月30日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (2026年 8 月31 日) において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係

る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を 1.2 米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式のいずれかの金融商品取引所への上場日から起算して 180 日間経過するまで、本新株予約権を行使することはできない。ただし、本新株予約権者は、(i) 当社の総株主の議決権の過半数が第三者に対して譲渡される場合又は当会社が株式交付子会社となる株式交付をする場合、若しくは、(ii) 支配権移転取引等(当社定款第 12 条の 9 に定義される)を実行することを当社が承認した場合は、この限りではない。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i)上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 承継会社による新株予約権の取得
上記に定めるところと同様とする。
 - (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第15回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2024年11月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 2名
新株予約権の数（個）※	28,000 [17,063]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 28,000株 [17,063株]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	1.2（注）2
新株予約権の行使期間※	2024年12月1日～2033年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 1.2 資本組入額 0.6（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前行使価額}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1.2米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i)上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (9) 承継会社による新株予約権の取得
上記に定めるところと同様とする。
- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第16回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2025年3月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 1名
新株予約権の数（個）※	3,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	1.9（注）2
新株予約権の行使期間※	2025年4月1日～2034年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 1.9 資本組入額 0.95（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1.9米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の
資本構成の変更の比率

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。
 - (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
 - (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
 - (1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i)上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 承継会社による新株予約権の取得
上記に定めるところと同様とする。
- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第17回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	2026年2月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 18名
新株予約権の数（個）※	154,622 [139,456]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 154,622株 [139,456株]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	1.1（注）2
新株予約権の行使期間※	2026年3月1日～2035年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 1.1 資本組入額 0.55（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※決議日（2026年2月20日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については決議日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前対象株式数}} \times \text{調整前対象株式数}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1.1米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式によ

り行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整前行使価額

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前行使価額}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。
 - (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
 - (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
 - (1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 承継会社による新株予約権の取得
上記に定めるところと同様とする。
- (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

第18回新株予約権（ストック・オプション）

	第18回新株予約権（ストック・オプション）
決議年月日	2026年2月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 1名
新株予約権の数（個）※	15,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 15,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	1.1（注）2
新株予約権の行使期間※	2026年3月1日～2035年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 1.1 資本組入額 0.55（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※決議日（2026年2月20日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が決議日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1.1米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整前行使価額

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前行使価額}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (3) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式のいずれかの金融商品取引所への上場日から起算して180日間経過するまで、本新株予約権を行使することはできない。ただし、本新株予約権者は、(i) 当社の総株主の議決権の過半数が第三者に対して譲渡される場合又は当会社が株式交付子会社となる株式交付をする場合、若しくは、(ii) 支配権移転取引等(当社定款第12条の9に定義される)を実行することを当社が承認した場合は、この限りではない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) (i) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii) 当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii) 当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv) 当社が完全子会社となる株式移転計画、(v) 本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii) 特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1

項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定めるところと同様とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 承継会社による新株予約権の取得

上記に定めるところと同様とする。

(10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2021年11月8日 (注) 1	普通株式 2	2	0	0	0	0
2021年12月23日 (注) 2	普通株式 7,326,194 A種優先株式 3,580,448 A-2種優先 株式 3,229,750	普通株式 7,326,196 A種優先株 式 3,580,448 A-2種優 先株式 3,229,750	—	0	—	0
2022年7月6日 ～ 2023年10月12日 (注) 3	普通株式 108,182	普通株式 7,434,378 A種優先株 式 3,580,448 A-2種優 先株式 3,229,750	0	0	0	0
2023年11月30日 (注) 4	B種優先株式 3,145,883	普通株式 7,434,378 A種優先株 式 3,580,448 A-2種優 先株式 3,229,750 B種優先株 式 3,145,883	1,526	1,527	1,526	1,527
2024年3月29日 (注) 5	—	普通株式 7,434,378 A種優先株 式 3,580,448 A-2種優 先株式 3,229,750 B種優先株 式 3,145,883	△1,447	80	—	1,527

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
2024年4月3日 ～ 2024年9月30日 （注）6	普通株式 77,089	普通株式 7,511,467 A種優先株 式 3,580,448 A－2種優 先株式 3,229,750 B種優先株 式 3,145,883	0	80	0	1,527
2024年10月28日 ～ 2025年9月30日 （注）6	普通株式 55,031	普通株式 7,566,498 A種優先株 式 3,580,448 A－2種優 先株式 3,229,750 B種優先株 式 3,145,883	1	82	1	1,529
2025年10月21日 ～ 2026年7月1日 （注）7	普通株式 475,820	普通株式 8,042,318 A種優先株 式 3,580,448 A－2種優 先株式 3,229,750 B種優先株 式 3,145,883	13	95	13	1,542
2026年7月7日 （注）8	A種優先株式 △3,580,448 A－2種優先 株式 △3,229,750 B種優先株式 △3,145,883	普通株式 17,998,399	－	95	－	1,542
2026年8月3日 ～ 2026年8月31日 （注）9	普通株式 416,889	普通株式 18,415,288	16	112	16	1,559

（注）1. 設立によるものであります。

2. 2021年12月に当社の子会社であるAllganize Merger Sub, Inc.（現、Allganize Inc.）を吸収合併存続会社、当時親会社であった旧Allganize Inc.を吸収合併消滅会社とする三角合併を実施したことにより、当社が当社グループの親会社となり、現在に至っております。これに伴い旧Allganize Inc.の株主に対して無償割当を行っています。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 有償第三者割当増資

B種優先株式 3,145,883株

発行価格 6.4289米ドル (974円)

資本組入額 487円

割当先 INTERVEST DEEP-TECH FUND、Murex Wave No.3 Fund、SK TELECOM INNOVATION FUND, L.P.、KB Smart Scale Up Fund、LG UPLUS FUND II LLC、Atinum Growth Fund 2020、Smart Korea Naver-Stonebridge Rising Fund、FuturePlay Unicorn Fund II、KDDI Open Innovation Fund 3号、株式会社三井住友銀行、他3社

5. 欠損填補を目的として、2024年3月29日付で実施した無償減資（減資割合94.8%）及びその他資本剰余金への振替によるものです。

6. 新株予約権の行使による増加であります。

7. 新株予約権の行使による増加であります。

8. 当社は、A種優先株式、A－2種優先株式、B種優先株式のすべてにつき、株主による取得請求権の行使に基づき2026年7月7日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、A－2種優先株式、B種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、当社は、2026年7月17日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

9. 新株予約権の行使による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

2026年8月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	2	15	45	5	68	－
所有株式数 （単元）	－	1,902	－	15,106	72,091	91,749	3,272	184,120	3,288
所有株式数の割 合（％）	－	1.03	－	8.20	39.15	49.83	1.78	100	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 18,412,000	184,120	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,288	—	—
発行済株式総数	18,415,288	—	—
総株主の議決権	—	184,120	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号に該当するA種優先株式、A－2種優先株式及びB種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 3,580,448 A－2種優先株式 3,229,750 B種優先株式 3,145,883	—

(注) 当社は、A種優先株式、A－2種優先株式、B種優先株式のすべてにつき、株主による取得請求権の行使に基づき2026年7月7日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、A－2種優先株式、B種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式（注）	—	—	A種優先株式 3,580,448 A－2種優先株式 3,229,750 B種優先株式 3,145,883（注）	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（－）	—	—	—	—
保有自己株式	—	—	—	—

(注) 上記自己株式の全てについて、2026年6月19日開催の取締役会の決議に基づき、A種優先株式、A－2種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、会社法第178条の規定に基づき消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、当社グループは現在成長過程にあると考えていることから、財務基盤の強化と事業拡大に向けた内部留保の充実を図り、これを事業拡大への投資等に充てることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

こうした方針に基づき、当社は、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。また、前記「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (2) 事業体制に関するリスク ⑤ 配当政策及び配当に対する二重課税」に記載の通り、証券会社等による配当の支払処理に必要な整備がなされるまでは、当社は配当を実施する予定はありません。なお、内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効活用していく所存であります。

証券会社等による配当の支払処理に必要な整備がなされて以降、将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社グループを取り巻く事業環境、証券会社等による当該配当の支払処理の整備状況等を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ではありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。なお、将来的に配当が行われた場合における当社配当に対する二重課税については、前記「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (2) 事業体制に関するリスク ⑤ 配当政策及び配当に対する二重課税」をご参照ください。

剰余金の配当を行う場合は、中間配当と期末配当の年2回を基本としており、中間配当を実施できる旨を定款に定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項各号については、法令の別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

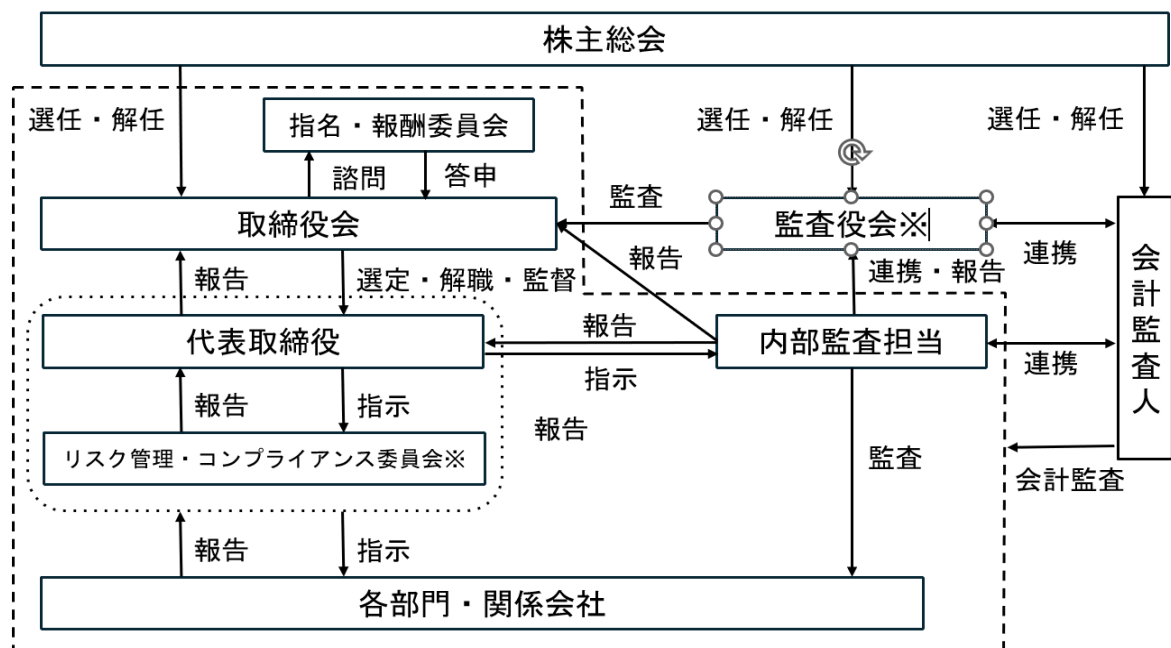
当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現し、全てのステークホルダーとの信頼関係を構築するため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。経営の効率性・健全性・透明性を高めるべく、法令遵守、実効性ある内部統制システムの構築、適時適切な情報開示、独立した監査機能の確保などを重視し、企業活動を推進してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社グループは、会社法に基づき、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会は、適切な経営判断を行い、個々の取締役の職務執行を監督する役割を担っています。また、全員が社外監査役で構成される監査役会は、公正かつ独立の立場から監査を実施し、経営の透明性を確保しています。

当社グループは、この体制が取締役会の監督機能を強化し、経営の効率性・健全性・透明性を高めることで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に繋がると確信しております。

当社の企業統治体制の模式図は、以下の通りです。



※ 監査役は、リスク管理・コンプライアンス委員会に出席し、報告を受けております。

a. 取締役会

取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、業務執行の最高意思決定機関として、法令、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項の意思決定や業績の進捗確認、取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

本書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議長：イ・チャンス（代表取締役）

構成員：佐藤康雄（取締役）、シン・キビン（取締役）、イ・ウンゴン（社外取締役）

出席者：浅見加津明（常勤社外監査役）、松田淳（社外監査役）、橋本阿友子（社外監査役）

b. 監査役会

監査役会は、常勤1名と非常勤2名の監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役は、取締役の職務執行を監査するため、取締役会及びリスク管理・コンプライアンス委員会等へ出席しております。さらに、監査役は取締役会、リスク管理・コンプライアンス委員会及びその他重要会議への出席等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。

本書提出日現在における議長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

議長：浅見加津明（常勤社外監査役）

構成員：松田淳（社外監査役）、橋本阿友子（社外監査役）

c. 指名・報酬委員会

取締役及び執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。必要に応じて指名・報酬委員会は取締役の指名及び報酬に関する事項について審議し、その結果を取締役に答申します。

本書提出日現在における議長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

議長：イ・ウンゴン（社外取締役）

構成員：イ・チャンス（代表取締役）

d. 会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

e. リスク管理・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス推進及びリスク管理に関する課題と対応策を審議・承認し、必要な情報の共有を図ることを目的として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク管理・コンプライアンス委員会は、原則として半年に1度開催し、必要に応じて臨時で開催しております。

本書提出日現在における議長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

議長：代表取締役 イ・チャンス

構成員：佐藤康雄（取締役）、シン・キビン（取締役）、カン・ムンシク（執行役員）、小林健作（執行役員）、イ・ジョンフン（執行役員）

f. 内部監査

当社は独立した内部監査部署は設置しておりませんが、代表取締役が任命する4名の内部監査担当者が、監査計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施しております。監査結果は代表取締役、取締役会及び監査役会に報告され、必要に応じて被監査部門への改善指示及び結果報告を通じて、内部統制の維持・改善を図っております。内部監査担当者は、自己が所属する部門以外の監査を担当することで、自己監査とならないよう留意しております。なお、内部監査担当者は、内部監査の状況等について、随時、監査役及び会計監査人と連携しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、当社グループにおける内部統制体制及びリスク管理体制を整備し運用することとしております。

1. 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び当社の子会社は、当社グループの企業理念に基づき、倫理・行動規範を整備・共有・遵守するとともに、社内規程を遵守し、適正な職務執行を行う。

(2) 当社及び当社の子会社の取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告する。

(3) 当社は当社及び当社の子会社のコンプライアンス体制に係る「コンプライアンス規程」を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

(4) その徹底を図るため、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。リスク管理・コンプライアンス委員会の構成、役割、権限、開催等の事項は、別途「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に定める。

(5) 当社監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

(6) 当社は内部監査担当者を選任し、当社及び当社の子会社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。また、監査を受けた部署及び子会社は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

(7) 当社は、職制から独立した内部通報窓口を設置し、内部通報規程を子会社にも適用することにより、当社の子会社も含めた法令違反、不適正な業務の早期発見と防止による社会的信頼の確保に努める。また必要に応じて

外部窓口として当社が契約する独立第三者機関を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では情報の保存、管理に関する規程として、文書管理規程を定め取締役会・株主総会の招集通知、付議資料、議事録の管理・保存を経営管理部管理の下に行う。また情報管理の強化とその実効性を向上するため、文書及び電磁的記録の作成、配布、保管、廃棄の管理を強化すると共に、取締役会における指示事項の対応状況を整理・保管し、指示の結果を確認する。

3. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社の子会社は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、効果的に対応するためリスク管理規程等を定め、平時の予防体制を整備すると共に、経営に重大な影響を及ぼす不測事態の発生或いは発生可能性が生じた場合は、必要な対策を実施する。

4. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び当社の子会社は、各社が定める取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を図る。
- (2) 当社及び当社の子会社は、取締役の職務、意思決定がさらに適宜・適切に行われるよう、定期的に取り締役会を開催し、業績報告に加えて、中期・単年度の戦略遂行状況及び内部統制に関する報告を行う。

5. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程等を定め、これに基づき、各子会社は、当社の窓口となる管理部門への報告、また、当社の取締役会及びリスク管理・コンプライアンス委員会等への出席を通じて、職務の遂行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行う。また、管理部門は、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人より報告を受けた事項について、速やかに当社の関係部門と共有する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務の補助については、監査役からの求めに応じて適切な従業員を適宜対応させるほか、専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応する。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の任命、異動については、監査役の同意を得る。また、当該使用人は監査役の指揮命令下で職務を執行し、その評価については、監査役の意見を聴取する。

7. 当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制、ならびに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、取締役会、リスク管理・コンプライアンス委員会及び監査役が必要と判断する会議へ出席するものとする。
- (2) 当社の取締役及び使用人は、取締役会及びリスク管理・コンプライアンス委員会等を通じて、職務の執行状況を報告する。
- (3) 当社の監査役は、期中・期末の定期監査に加え、必要に応じて当社又は当社の子会社の取締役或いは従業員から、業務に関する報告を個別或いは監査役会で受けることができるものとする。
- (4) 当社の取締役及び従業員は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他の重要な事実が発生した場合、監査役会に対して速やかに報告することを義務付ける。
- (5) 当社の常勤監査役は代表取締役、内部監査部門、会計監査人と定期的に意見交換会を開催するものとする。
- (6) 当社及び当社の子会社で適用される内部通報において把握された情報は、監査役へ共有される。なお、当該内部通報による申告者に対して当該申告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務について生ずる費用の前払又は償還の請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、遅滞なく当該費用又は債務を処理する。

9. 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備の状況について

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定め、周知徹底を図る。

b. リスク管理及びコンプライアンス体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」において、当社グループのリスク管理・コンプライアンス体制の基本的事項を定めております。また、全社的なリスクを総括的に管理し、コンプライアンスの維持・強化を推進するための機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、事業上のリスクの早期発見及び未然防止に努めております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況といたしましては、関係会社管理規程に基づき、子会社における業務の適正性を管理できる体制としております。子会社からの業績及び経営課題に関する適時の報告・相談等を通じて、子会社の経営状況を把握し、適宜指導を行う体制を構築しております。当社の取締役会においては、子会社の業務執行状況について報告、討議等を行い、適宜適切な対応を実施しております。また、子会社に対して当社の内部監査担当者及び当社の常勤監査役が直接監査を実施することができる体制を構築しております。

d. 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償最低責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって取締役及び監査役(取締役及び監査役であつたものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

f. 取締役の定数

取締役の員数は7名以下とする旨を定款で定めております。

g. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

h. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

i. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためであります。

j. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

k. 取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を12回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況(出席率)
代表取締役	イ・チャンス	12回/12回(100%)
取締役	佐藤 康雄	12回/12回(100%)
取締役	シン・キビン	12回/12回(100%)
取締役	イ・ウンゴン	12回/12回(100%)

取締役会における具体的な検討内容は、月次の業績報告及び予算・事業計画の進捗確認、重要な契約の締結及び投資の実行に関する審議、組織体制及び人事に関する事項、内部統制システムの整備・運用状況の確認、その他会社法及び当社取締役会規程に定める重要な業務執行に関する事項等であります。

1. 指名・報酬委員会の活動状況

最近事業年度において当社は指名・報酬委員会を1回開催しており、個々の委員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況(出席率)
委員長	イ・ウンゴン	1回/1回(100%)
委員	イ・チャンス	1回/1回(100%)

指名・報酬委員会における具体的な検討内容は、取締役の個人別の報酬等の額及びその決定方針であります。当委員会における審議を踏まえ決定された役員報酬等の内容については、「(4) 役員の報酬等」に記載のとおりであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	イ・チャンス	1979年10月12日生	2004年1月 SK Telecom Co., Ltd. 入社 2009年4月 GameOn Co., Ltd. 入社 2010年9月 5Rocks, Inc. 設立 2014年8月 Tapjoy Inc. 入社 2017年7月 Allganize Inc. CEO就任 2018年5月 Allganize Korea Co., Ltd. CEO就任 (現任) 2019年1月 Allganize Japan株式会社 取締役就任 (現任) 2021年11月 当社 代表取締役就任 (現任)	注3	7,403,998
取締役	佐藤 康雄	1975年3月10日生	1998年4月 ニフティ株式会社 入社 2005年1月 LINEヤフー株式会社 入社 2010年7月 株式会社トゥ・ディファクト 入社 2013年7月 楽天グループ株式会社 入社 2013年9月 5Rocks, Inc. 日本代表社員 2019年1月 Allganize Japan株式会社 代表取締役 (現任) 2021年12月 当社 取締役就任 (現任)	注3	218,000
取締役	シン・キビン	1981年2月15日生	2004年10月 NeoWiz Corporation 入社 2005年11月 NHN Corporation 入社 2014年2月 LINE Plus Corporation 入社 2018年3月 Schperics inc. 入社 2018年5月 Allganize Korea Co., Ltd. CTO就任 (現任) 2021年12月 当社 取締役就任 (現任)	注3	170,000
取締役	イ・ウンゴン	1980年7月2日生	2009年1月 Corporate Value Associates Director 2016年11月 Mastercard Koera Director就任 2018年4月 SK Soul Head就任 2019年12月 OnePredict CSO就任 2021年8月 OnePredict COO就任 2022年7月 Neosapience (Typecast) CBO就任 (現任) 2024年10月 当社 取締役就任 (現任)	注3	—
監査役	浅見 加津明	1960年3月12日生	1983年4月 丸紅株式会社 入社 2015年4月 同社参与 エネルギー金属部門企画本部長 2017年4月 丸紅ユティリティ・サービス株式会社 代表取締役社長 2020年4月 カタール・エル・エヌ・ジー・サービス・エージェンシー株式会社 常勤監査役 2023年10月 当社 監査役就任 (現任)	注4	—
監査役	松田 淳	1982年7月4日生	2003年4月 放送作家として活動 2006年8月 株式会社アドウェイズ 入社 2014年4月 株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ 取締役就任 2015年11月 DATUM STUDIO株式会社 取締役 2018年8月 合同会社ALBION 代表社員 (現任) 2018年10月 matsuri technologies株式会社 監査役 2020年3月 株式会社アロマビット 監査役 2020年10月 TheROOM4D株式会社 監査役 2022年12月 当社 監査役就任 (現任) 2025年9月 matsuri technologies株式会社 入社	注4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	橋本 阿友子	1984年2月23日生	2011年12月 弁護士登録 東京弁護士会 2012年1月 ベーカー&マッケンジー法律事務所 入所 2013年5月 金子・中・森本法律特許事務所 入所 2017年3月 骨董通り法律事務所 入所（現任） 2017年4月 神戸大学大学院法学研究科 非常勤講師 2019年4月 東京藝術大学 利益相反アドバイザー（現任） 2020年4月 上野学園大学 非常勤講師 2021年6月 Chordia Therapeutics株式会社 監査役就任 2022年11月 Chordia Therapeutics株式会社取締役監査等委員就任（現任） 2023年1月 Max-Planck-Institut für Innovation und Wettbewerb 客員研究員 2024年4月 東京藝術大学 非常勤講師（現任） 2024年7月 当社 監査役就任（現任） 2025年4月 上野学園短期大学 非常勤講師（現任） 2026年3月 株式会社MENOU 監査役（現任） 2026年4月 明治大学兼任講師（現任） 2026年7月 株式会社ヴィタ 取締役（現任）	注4	—
計					7,791,998

- (注) 1. 取締役イ・ウンゴンは、社外取締役であります。
2. 監査役浅見加津明、松田淳、橋本阿友子は、社外監査役であります。
3. 2026年7月17日開催の臨時株主総会終結の時から、2027年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2026年7月17日開催の臨時株主総会終結の時から、2029年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は業務の執行責任を明確にするため、一部の従業員を執行役員に任命しております。氏名及び役職は以下の通りです。

氏名	役職
カン・ムンシク	執行役員CTO
小林 健作	執行役員CFO
イ・ジョンフン	執行役員CAIO

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえて、上記基準に照らし当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役イ・ウンゴンはAIベンチャー企業及びその他グローバル企業での企業経営の長年の経験・見識に基づき、当社の経営に対する有用な助言及び業務執行の監督について十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役浅見加津明は他社において代表取締役社長及び常勤監査役を歴任しており、企業経営者としての高い知見と幅広い経験を有していることから、主に適切な企業統治の観点から経営全般の監視・監査を行っております。当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役松田淳はベンチャーキャピタル及びベンチャー企業での企業経営の経験に基づく、企業における財務・会計に関する高い見識を有していることから、主に内部統制の有効性の観点から経営全般の監視・監査を行っております。当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役橋本阿友子は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び知的財産に関する高い見識を有していることから、主にコンプライアンスの観点から経営全般の監視・監査を行っております。当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し経営全般に対して客観的且つ公正な意見を述べるとともに、内部統制システムの整備・運用状況について把握し、取締役の業務執行の適法性を監督、監査しております。

また、社外監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役の2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役であります。現在、監査役会議長は常勤監査役の浅見加津明が務めております。

常勤監査役浅見加津明氏は、企業経営の管理における豊富な経験及び高い見識を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を有しております。

監査役松田淳氏は、ベンチャーキャピタル及びベンチャー企業での企業経営の経験に基づく、企業における財務・会計に関する高い見識を有しております。

監査役橋本阿友子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び知的財産に関する高い見識を有しております。

なお、最近事業年度における監査役会に対する個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏 名	当該事業年度の出席率
	監査役会
浅見 加津明	100% (12回/12回)
松田 淳	100% (12回/12回)
橋本 阿友子	100% (12回/12回)

(最近事業年度における監査役会の主な活動)

監査役会は、最近事業年度において12回開催し、主に次の事項について検討・審議を行いました。

- ・ 監査方針及び監査計画の策定
- ・ 内部統制システムの整備・運用状況の確認
- ・ 上場準備に伴う内部統制体制の整備状況の確認
- ・ 会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の評価
- ・ 会計監査人の報酬等に対する同意
- ・ 常勤監査役からの監査活動の状況及び監査結果の報告の受領並びに重要事項の審議
- ・ 監査報告書の作成

(最近事業年度における常勤監査役の主な活動)

常勤監査役は、最近事業年度において、次の活動を実施しております。

- ・ 取締役会、その他重要な会議への出席
- ・ リスク管理・コンプライアンス委員会への出席(リスクの識別及び評価、コンプライアンス違反の有無の確認、内部通報の状況、情報セキュリティ対策等について報告を受け、必要に応じて意見を陳述)
- ・ 取締役、従業員及び内部監査担当者へのヒアリング
- ・ 重要書類(稟議書、契約書等)の閲覧
- ・ Allganize Korea Co., Ltd. への往査(労務管理、その他内部管理体制についてヒアリングを実施)
- ・ 内部監査担当部門との情報共有及び連携
- ・ 会計監査人との連携(監査計画の説明の受領、期末監査への立会い、監査結果の報告の受領及び情報交換)
- ・ 代表取締役との意見交換

(最近事業年度における非常勤監査役の主な活動)

非常勤監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、松田淳氏は企業経営及び財務・会計の見地から、橋本阿友子氏は弁護士としての法務及び知的財産の見地から、独立した立場で適宜意見を述べております。

② 内部監査の状況

当社は、小規模組織のため、独立した組織としての内部監査部署は設置しておりませんが、当社及び連結子会社であるAllganize Japan株式会社における担当者4名が監査計画に基づき監査を実施しております。原則として当社の全部門及び関係会社を対象として内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役、取締役会、監査役会及び実施部署へ報告を行っており、改善が必要な事項が発見された場合にはその対応結果の確認並びに代表取締役への報告を行っております。また、内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて情報交換を行う等、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社の間に特別な利害関係はありません。

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 島藤 章太郎

指定有限責任社員 長谷川 宗

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士5名、その他18名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定について、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を基に会計監査人の評価基準を定め、効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査従事者の構成等並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。具体的には、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に沿って、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを評価するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めることなどを通じて、総合的に評価しており、監査法人の監査体制、職務遂行状況を適正であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	29	-	37	-
連結子会社	-	-	-	-
計	29	-	37	-

(注) 1. 最近連結会計年度の前連結会計年度における上記の監査証明業務に基づく報酬には、前々連結会計年度に係る追加報酬の額1百万円が含まれております。

2. 最近連結会計年度における上記の監査証明業務に基づく報酬には、前連結会計年度に係る追加報酬の額2百万円が含まれております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に対する報酬（a.を除く）

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	1	14	42	11
連結子会社	3	-	6	-
計	5	14	48	11

（注）非監査業務の報酬は税務関連業務等にかかるものです。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年12月23日であり、取締役の報酬限度額につき年額総額100百万円以内と決議しております。また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2023年9月29日であり、監査役の報酬限度額につき、年額総額20百万円以内と決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針としては、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、取締役が受ける報酬等の方針や取締役の個人別の報酬等の内容を指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会に答申することとしております。なお、取締役の報酬については月額固定報酬のみとし、当社役員が担うべき機能・役割に応じて、職務の内容及び負荷等を勘案した相当額として、グローバルで競争力を有する報酬水準を基に決定しております。監査役の個人別の報酬については、監査役会で協議の上決定しております。

最近事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定に係る活動としては、2024年12月に指名・報酬委員会を1回開催し、各取締役の職務内容、負荷及び貢献度等を踏まえた報酬水準について審議のうえ、同月開催の取締役会に答申いたしました。取締役会においては、同月の決議により、当該答申内容のとおり各取締役の個人別の報酬等の額を決定いたしました。当該決定過程は、取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿ったものであると、指名・報酬委員会及び取締役会において確認しております。また、監査役の個人別の報酬等については、2024年12月開催の監査役会において協議を行い、各監査役の職務内容等を勘案のうえ決定いたしました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	72	72	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-
社外役員	13	13	-	4

(注) 1. 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、連結子会社からの役員報酬を含めております。

2. 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、連結子会社から使用人兼務役員1名に使用人分給与として支給した16百万円を含んでおります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。なお、当社は、本書提出日現在において、純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の投資株式をいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表、中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (3) 当社の第3四半期連結会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2025年10月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。
- (4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、前連結会計年度（2023年10月1日から2024年9月30日まで）及び当連結会計年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2023年10月1日から2024年9月30日まで）及び当事業年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）の中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期連結会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2025年10月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 9 月 30 日)	当連結会計年度 (2025年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,036	3,116
売掛金及び契約資産	121	206
仕掛品	4	0
その他	40	76
貸倒引当金	△0	-
流動資産合計	3,202	3,399
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	16	16
減価償却累計額及び減損損失累計額	△5	△14
建物及び構築物（純額）	10	2
リース資産	-	131
減価償却累計額	-	△26
リース資産（純額）	-	105
工具、器具及び備品	33	38
減価償却累計額及び減損損失累計額	△27	△32
工具、器具及び備品（純額）	5	6
有形固定資産合計	15	113
投資その他の資産		
繰延税金資産	-	25
その他	32	33
投資その他の資産合計	32	59
固定資産合計	48	172
資産合計	3,250	3,572

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 9 月 30 日)	当連結会計年度 (2025年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
未払金	60	106
契約負債	57	187
リース債務	-	19
未払法人税等	1	6
賞与引当金	42	44
その他	81	81
流動負債合計	243	446
固定負債		
リース債務	-	79
繰延税金負債	0	5
資産除去債務	4	4
退職給付に係る負債	58	75
固定負債合計	64	165
負債合計	308	611
純資産の部		
株主資本		
資本金	80	82
資本剰余金	4,617	4,619
利益剰余金	△2,133	△2,123
株主資本合計	2,564	2,577
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	378	383
退職給付に係る調整累計額	△1	0
その他の包括利益累計額合計	377	383
純資産合計	2,942	2,961
負債純資産合計	3,250	3,572

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,241
売掛金及び契約資産	332
仕掛品	1
その他	66
流動資産合計	3,642
固定資産	
有形固定資産	97
無形固定資産	
ソフトウェア	56
無形固定資産合計	56
投資その他の資産	
繰延税金資産	33
その他	34
投資その他の資産合計	67
固定資産合計	221
資産合計	3,864
負債の部	
流動負債	
未払金	75
リース債務	21
契約負債	136
賞与引当金	14
未払法人税等	60
その他	68
流動負債合計	377
固定負債	
リース債務	67
退職給付に係る負債	84
繰延税金負債	16
資産除去債務	5
固定負債合計	174
負債合計	552

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(2026年3月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	87
資本剰余金	4,624
利益剰余金	△1,803
株主資本合計	2,908
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	403
退職給付に係る調整累計額	0
その他の包括利益累計額合計	403
純資産合計	3,312
負債純資産合計	3,864

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	※1 684	※1 1,336
売上原価	403	462
売上総利益	281	874
販売費及び一般管理費	※2, ※3 1,000	※2, ※3 1,081
営業損失(△)	△719	△206
営業外収益		
受取利息	92	103
為替差益	-	108
その他	3	3
営業外収益合計	96	216
営業外費用		
支払利息	4	15
為替差損	151	-
株式交付費	10	-
その他	0	0
営業外費用合計	167	15
経常損失(△)	△790	△5
特別利益		
リース解約益	※4 46	-
特別利益合計	46	-
税金等調整前当期純損失(△)	△743	△5
法人税、住民税及び事業税	1	6
法人税等調整額	0	△21
法人税等合計	2	△15
当期純利益又は当期純損失(△)	△746	9
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	△746	9

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30 日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30 日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 746	9
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1	4
退職給付に係る調整額	△ 2	1
その他の包括利益合計	※ △ 0	※ 6
包括利益	△ 747	15
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△ 747	15

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
売上高	933
売上原価	315
売上総利益	617
販売費及び一般管理費	※ 424
営業利益	192
営業外収益	
受取利息	43
為替差益	151
その他	4
営業外収益合計	198
営業外費用	
支払利息	6
その他	0
営業外費用合計	6
経常利益	384
税金等調整前中間純利益	384
法人税等	64
中間純利益	320
親会社株主に帰属する中間純利益	320

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31 日)
中間純利益	320
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	19
退職給付に係る調整額	△0
その他の包括利益合計	19
中間包括利益	339
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	339

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	0	1,642	△1,386	257
当期変動額				
新株の発行	1,526	1,526		3,052
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0		1
資本金から剰余金への振替	△1,447	1,447		-
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△746	△746
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	79	2,974	△746	2,307
当期末残高	80	4,617	△2,133	2,564

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	376	1	378	635
当期変動額				
新株の発行				3,052
新株の発行（新株予約権の行使）				1
資本金から剰余金への振替				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△746
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	△2	△0	△0
当期変動額合計	1	△2	△0	2,307
当期末残高	378	△1	377	2,942

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	80	4,617	△2,133	2,564
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	1	1		3
親会社株主に帰属する当期純利益			9	9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	1	1	9	13
当期末残高	82	4,619	△2,123	2,577

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	378	△1	377	2,942
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				3
親会社株主に帰属する当期純利益				9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4	1	6	6
当期変動額合計	4	1	6	19
当期末残高	383	0	383	2,961

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△743	△5
減価償却費	9	37
リース解約益	△46	-
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	25	2
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	23	19
受取利息及び受取配当金	△92	△103
支払利息	4	15
為替差損益 (△は益)	149	△92
売上債権の増減額 (△は増加)	△65	△86
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△4	4
未払金の増減額 (△は減少)	25	46
契約負債の増減額 (△は減少)	21	129
その他	70	△53
小計	△623	△87
利息及び配当金の受取額	73	102
利息の支払額	△4	△15
法人税等の支払額	△0	△1
営業活動によるキャッシュ・フロー	△555	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△19	△6
敷金及び保証金の差入による支出	△16	△28
敷金及び保証金の返還による収入	0	16
投資活動によるキャッシュ・フロー	△35	△18
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△9	△15
株式の発行による収入	3,042	-
新株予約権の発行による収入	1	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,033	△11
現金及び現金同等物に係る換算差額	△172	113
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,271	80
現金及び現金同等物の期首残高	764	3,036
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,036	※1 3,116

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	384
減価償却費	21
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△30
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	11
受取利息及び受取配当金	△43
支払利息	6
為替差損益 (△は益)	△146
売上債権の増減額 (△は増加)	△124
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1
未払金の増減額 (△は減少)	△41
契約負債の増減額 (△は減少)	△51
その他	△3
小計	△18
利息及び配当金の受取額	52
利息の支払額	△6
法人税等の支払額	△6
営業活動によるキャッシュ・フロー	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1
無形固定資産の取得による支出	△61
投資活動によるキャッシュ・フロー	△63
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△9
新株予約権の発行による収入	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	1
現金及び現金同等物に係る換算差額	166
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	125
現金及び現金同等物の期首残高	3,116
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 3,241

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

Allganize Japan株式会社

Allganize Korea Co., Ltd.

Allganize Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び構築物については定額法、工具器具備品については定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2年
工具、器具及び備品	2～5年

ロ リース資産

使用权資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、国際財務報告基準を適用している海外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」(以下、「IFRS第16号」)を適用しております。これにより、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。なお、当社グループの取引に関する支払条件は、短期のうちに支払条件が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

当社及び連結子会社は、複数の大規模言語モデル(LLM)を活用して、様々なワークフローを自動化するLLMアプリケーション群「Alli LLM App Market」を顧客に対して一定期間にわたり利用させるサービスとして提供しております。

ライセンスの供与に係る収益について当社が顧客に対して負う履行義務は、契約期間にわたり本ライセンスに係るソフトウェアへのアクセスを可能な状態に維持し、当該期間中の機能アップデート等のサポートを提供することであると判断しております。ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり存在する知的財産権にアクセスする権利であることから、顧客との契約における履行義務の充足に従い、一定期間にわたり収益を認識しております。

オンプレミス環境の構築等に係る収益について当社の履行義務は、顧客の要件に応じたシステムの構築・導入作業を提供することであり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。また、契約期間がごく短い取引については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、役務の提供や成果物の納品等、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

当連結会計年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

Allganize Japan株式会社

Allganize Korea Co., Ltd.

Allganize Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物については定額法、工具器具備品については定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2年
工具、器具及び備品	2～5年

ロ リース資産

使用权資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、国際財務報告基準を適用している海外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」）を適用しております。これにより、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。なお、当社グループの取引に関する支払条件は、短期のうちに支払条件が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

当社及び連結子会社は、複数の大規模言語モデル(LLM)を活用して、様々なワークフローを自動化するLLMアプリケーション群「Alli LLM App Market」を顧客に対して一定期間にわたり利用させるサービスとして提供しております。

ライセンスの供与に係る収益について当社が顧客に対して負う履行義務は、契約期間にわたり本ライセンスに係るソフトウェアへのアクセスを可能な状態に維持し、当該期間中の機能アップデート等のサポートを提供することであると判断しております。ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり存在する知的財産権にアクセスする権利であることから、顧客との契約における履行義務の充足に従い、一定期間にわたり収益を認識しております。

オンプレミス環境の構築等に係る収益について当社の履行義務は、顧客の要件に応じたシステムの構築・導入作業を提供することであり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。また、契約期間がごく短い取引については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、役務の提供や成果物の納品等、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

※ 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しています。

当連結会計年度(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

※ 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しています。

(連結損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

前連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)	当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
給料手当	210百万円	217百万円
支払報酬	71	141
研究開発費	311	319
賞与引当金繰入額	3	6
退職給付費用	14	7
貸倒引当金繰入額	0	-

※ 3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)	当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
	311百万円	319百万円

※ 4 リース解約益の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)

連結子会社であるAllganize Korea Co., Ltd.における賃貸借契約に係るリース契約の解除に伴うものであります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)	当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1百万円	4百万円
組替調整額	-	-
計	1	4
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△2	1
組替調整額	△0	0
計	△2	1
税効果調整前合計	△0	6
税効果額	-	-
その他の包括利益合計	△0	6

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	7,432,920	78,547	-	7,511,467
A種優先株式	3,580,448	-	-	3,580,448
A-2種優先株式	3,229,750	-	-	3,229,750
B種優先株式(注) 2	-	3,145,883	-	3,145,883
合計	14,243,118	3,224,430	-	17,467,548

(注) 1. 普通株式の株式数の増加78,547株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. B種優先株式の株式数の増加3,145,883株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	7,511,467	55,031	-	7,566,498
A種優先株式	3,580,448	-	-	3,580,448
A-2種優先株式	3,229,750	-	-	3,229,750
B種優先株式	3,145,883	-	-	3,145,883
合計	17,467,548	55,031	-	17,522,579

(注) 1. 普通株式の株式数の増加55,031株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	3,036百万円	3,116百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-百万円	-百万円
現金及び現金同等物	3,036百万円	3,116百万円

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
リース取引に係る資産及び債務の額	-百万円	115百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

・有形固定資産

一部の在外連結子会社において、I F R S 第16号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用により、当該在外連結子会社における賃借料等を使用権資産として計上しております。

②リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、株式の発行等により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループの保有する金融資産は、売掛金及び契約資産、短期的な預金等であります。売掛金及び契約資産については、相手先の信用リスクに晒されております。短期的な預金等については、預入先の信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引相手先の契約不履行等に係るリスク)

当社グループは、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、資金繰り計画を作成する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金及び契約資産、未払金等につきましては、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,036	—	—	—
売掛金及び契約資産	121	—	—	—
合計	3,157	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

当連結会計年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、株式の発行等により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループの保有する金融資産は、売掛金及び契約資産、短期的な預金等であります。売掛金及び契約資産については、相手先の信用リスクに晒されております。短期的な預金等については、預入先の信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引相手先の契約不履行等に係るリスク）

当社グループは、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金繰り計画を作成する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金及び契約資産、未払金等につきましては、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

（注）1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,116	—	—	—
売掛金及び契約資産	206	—	—	—
合計	3,323	—	—	—

（注）2. リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	19	23	26	30	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自2023年10月1日 至2024年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

Allganize Korea Co., Ltd. は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
退職給付債務の期首残高	33百万円
勤務費用	27
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	2
退職給付の支払額	△5
外貨換算の影響による増減額	△1
退職給付債務の期末残高	58

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	58百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	58
退職給付に係る負債	58
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	58

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
勤務費用	27百万円
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	△0
確定給付制度に係る退職給付費用	28

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
数理計算上の差異	2百万円
合計	2

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
未認識数理計算上の差異	1百万円
合計	1

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
割引率	4.2%
予想昇給率	4.6%

3. 確定拠出制度

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

Allganize Korea Co., Ltd. は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
退職給付債務の期首残高	58百万円
勤務費用	34
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△1
退職給付の支払額	△17
外貨換算の影響による増減額	△1
退職給付債務の期末残高	75

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	75百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	75
退職給付に係る負債	75
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	75

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
勤務費用	34百万円
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	0
確定給付制度に係る退職給付費用	36

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
数理計算上の差異	△1百万円
合計	△1

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
未認識数理計算上の差異	△0百万円
合計	△0

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
割引率	4.1%
予想昇給率	4.6%

3. 確定拠出制度

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社子会社従業員 4名	当社取締役 2名 当社子会社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 645,000株	普通株式 182,240株
付与日	2021年12月23日	2021年12月23日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年1月1日～2031年12月31日	2022年1月1日～2031年12月31日

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社子会社従業員 19名	当社取締役 2名 当社子会社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 368,755株	普通株式 417,095株
付与日	2021年12月23日	2022年12月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年1月1日～2031年12月31日	2023年1月1日～2031年12月31日

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 16名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 230,811株	普通株式 700,000株
付与日	2023年2月28日	2023年4月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年3月1日～2032年12月31日	2023年4月1日～2033年3月31日

	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 3名	当社子会社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 31,291株	普通株式 125,319株
付与日	2023年7月28日	2024年2月12日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年8月1日～2032年12月31日	2024年3月1日～2033年12月31日

	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 6名	当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 108,000株	普通株式 200,000株
付与日	2024年3月15日	2024年3月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年4月1日～2033年12月31日	2024年4月1日～2033年12月31日

	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 1名	当社子会社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株	普通株式 70,000株
付与日	2024年6月14日	2024年6月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年7月1日～2033年12月31日	2024年7月1日～2033年12月31日

	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,000株
付与日	2024年7月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年8月1日～2033年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	7,480
付与	-	-
失効	-	625
権利確定	-	6,855
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	575,000	80,770
権利確定	-	6,855
権利行使	55,000	5,375
失効	-	-
未行使残	520,000	82,250

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	83,198	234,005
付与	-	-
失効	1,127	40,220
権利確定	48,751	80,662
未確定残	33,320	113,123
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	112,673	150,832
権利確定	48,751	80,662
権利行使	2,737	14,226
失効	-	7,812
未行使残	158,687	209,456

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	219, 520	700, 000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	86, 680	-
未確定残	132, 840	700, 000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	86, 680	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	86, 680	-

	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	30, 082	-
付与	-	125, 319
失効	3, 630	39, 096
権利確定	10, 752	-
未確定残	15, 700	86, 223
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1, 209	-
権利確定	10, 752	-
権利行使	1, 209	-
失効	-	-
未行使残	10, 752	-

	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	108,000	200,000
失効	10,000	-
権利確定	-	-
未確定残	98,000	200,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	60,000	70,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	60,000	70,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第13回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	7,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	7,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (USD)	0.0001	0.26
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (USD)	0.4	0.4
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (USD)	0.4	0.4
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (USD)	0.4	1.2
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (USD)	1.2	1.2
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格 (USD)	1.2	1.2
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第13回新株予約権
権利行使価格 (USD)	1.2
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法により算出した価格を基礎として決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であることから、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 267百万円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 12百万円 |

当連結会計年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社子会社従業員 4名	当社取締役 2名 当社子会社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 645,000株	普通株式 182,240株
付与日	2021年12月23日	2021年12月23日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年1月1日～2031年12月31日	2022年1月1日～2031年12月31日

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社子会社従業員 19名	当社取締役 2名 当社子会社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 368,755株	普通株式 417,095株
付与日	2021年12月23日	2022年12月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年1月1日～2031年12月31日	2023年1月1日～2031年12月31日

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 16名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 230,811株	普通株式 700,000株
付与日	2023年2月28日	2023年4月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年3月1日～2032年12月31日	2023年4月1日～2033年3月31日

	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 3名	当社子会社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 31,291株	普通株式 125,319株
付与日	2023年7月28日	2024年2月12日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年8月1日～2032年12月31日	2024年3月1日～2033年12月31日

	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 6名	当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 108,000株	普通株式 200,000株
付与日	2024年3月15日	2024年3月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年4月1日～2033年12月31日	2024年4月1日～2033年12月31日

	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 1名	当社子会社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株	普通株式 70,000株
付与日	2024年6月14日	2024年6月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年7月1日～2033年12月31日	2024年7月1日～2033年12月31日

	第13回新株予約権 (ストック・オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 3名	当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,000株	普通株式 25,000株
付与日	2024年7月19日	2024年11月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年8月1日～2033年12月31日	2024年12月1日～2033年12月31日

	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第16回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 2名	当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 28,000株	普通株式 3,000株
付与日	2024年11月15日	2025年3月21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年12月1日～2033年12月31日	2025年4月1日～2034年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	520,000	82,250
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	10,000	50,000
未行使残	510,000	32,250

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	33,320	113,123
付与	-	-
失効	506	27,475
権利確定	30,730	66,801
未確定残	2,084	18,847
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	158,687	209,456
権利確定	30,730	66,801
権利行使	10,785	36,423
失効	20,000	64,166
未行使残	158,632	175,668

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	132,840	700,000
付与	-	-
失効	2,924	-
権利確定	54,677	-
未確定残	75,239	700,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	86,680	-
権利確定	54,677	-
権利行使	1,915	-
失効	-	-
未行使残	139,442	-

	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	15,700	86,223
付与	-	-
失効	3,226	6,516
権利確定	5,807	37,983
未確定残	6,667	41,724
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	10,752	-
権利確定	5,807	37,983
権利行使	3,226	2,682
失効	-	-
未行使残	13,333	35,301

	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	98,000	200,000
付与	-	-
失効	2,250	-
権利確定	40,124	-
未確定残	55,626	200,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	40,124	-
権利行使	-	-
失効	750	-
未行使残	39,374	-

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	60,000	70,000
付与	-	-
失効	-	5,000
権利確定	-	25,937
未確定残	60,000	39,063
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	25,937
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	25,937

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	7,000	-
付与	-	25,000
失効	-	-
権利確定	833	-
未確定残	6,167	25,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	833	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	833	-

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	28,000	3,000
失効	-	-
権利確定	6,250	-
未確定残	21,750	3,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	6,250	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	6,250	-

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (USD)	0.0001	0.26
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (USD)	0.4	0.4
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (USD)	0.4	0.4
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (USD)	0.4	1.2
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (USD)	1.2	1.2
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格 (USD)	1.2	1.2
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利行使価格 (USD)	1.2	1.2
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利行使価格 (USD)	1.2	1.9
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法により算出した価格を基礎として決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であることから、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 484百万円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 11百万円 |

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2024年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産	
退職給付に係る負債	12百万円
賞与引当金	8
研究開発費	110
繰越税額控除	131
税務上の繰越欠損金(注)	363
その他	8
繰延税金資産小計	635
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△363
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△272
評価性引当額小計	△635
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
資産除去債務	△0
繰延税金負債合計	△0
繰延税金資産(負債)の純額	△0

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	363	363
評価性引当額	—	—	—	—	—	△363	△363
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度において税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

なお、当社は、過年度に実施したインバージョン取引により、米国税法上のインバージョン税制の適用を受けており、米国連邦法人税の観点では米国法人として取り扱われています。これに伴い、当社は日本税法に基づく税務申告のみならず、米国税法に基づき、米国法人としての税務申告を実施しています。

当連結会計年度（2025年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産	
退職給付に係る負債	15百万円
賞与引当金	10
研究開発費	197
繰越税額控除	175
税務上の繰越欠損金（注）2	253
その他	10
繰延税金資産小計	663
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 （注）2	△252
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△384
評価性引当額小計（注）1	△637
繰延税金資産合計	26
繰延税金負債	
資産除去債務	△0
子会社留保利益	△5
繰延税金負債合計	△5
繰延税金資産（負債）の純額	20

（注）1. 評価性引当額が1百万円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社における研究開発費に係る将来減算一時差異の増加に伴い評価性引当額が増加した一方で、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	253	253
評価性引当額	—	—	—	—	—	△252	△252
繰延税金資産	—	—	—	—	—	0	0

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度において税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

なお、当社は、過年度に実施したインバーション取引により、米国税法上のインバーション税制の適用を受けており、米国連邦法人税の観点では米国法人として取り扱われています。これに伴い、当社は日本税法に基づく税務申告のみならず、米国税法に基づき、米国法人としての税務申告を実施しています。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自2023年10月1日 至2024年9月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

前連結会計年度（自2023年10月1日 至2024年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはAIソリューション事業単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	日本	韓国	米国	合計
顧客との契約から生じる収益	466	170	47	684
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	466	170	47	684

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	合計
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	55
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	79
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	41
契約負債(期首残高)	36
契約負債(期末残高)	57

契約資産は、主にオンプレミス環境の構築等に係る収益について、業務の全部又は一部が完了しているものの、期末日時点で支払に対する権利を得ていない未請求の売掛金であります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

また、当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは36百万円でありました。

契約資産及び契約負債の残高の重要な変動は、主として当連結会計年度における事業拡大に伴う契約件数の増加によるものであります。

当社グループの履行義務の充足時期と顧客からの入金時期は、契約内容によって異なります。オンプレミス環境の構築等に係る取引については、業務の進捗に応じて履行義務を充足する一方、対価の支払時期は契約に定める支払条件（着手金、中間金、完了時精算等）に従うため、履行義務の充足時期と支払時期に差異が生じる場合があります、これが契約資産及び契約負債の残高発生 of 主な要因となっております。ライセンスの供与に係る取引については、契約期間にわたり履行義務を充足する一方、対価は契約時又は一定期間ごとに請求・回収されるため、同様に契約負債が発生する場合があります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内である履行義務は注記の対象に含めておりません。その結果、残存履行義務に配分した取引価格として注記すべき重要な履行義務はありません。

当連結会計年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはAIソリューション事業単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	日本	韓国	米国	合計
顧客との契約から生じる収益	804	448	84	1,336
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	804	448	84	1,336

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	合計
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	79
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	136
契約資産(期首残高)	41
契約資産(期末残高)	69
契約負債(期首残高)	57
契約負債(期末残高)	187

契約資産は、主にオンプレミス環境の構築等に係る収益について、業務の全部又は一部が完了しているものの、期末日時点で支払に対する権利を得ていない未請求の売掛金であります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは57百万円でありました。

契約資産及び契約負債の残高の重要な変動は、主として当連結会計年度における事業拡大に伴う契約規模の拡大によるものであります。

当社グループの履行義務の充足時期と顧客からの入金時期は、契約内容によって異なります。オンプレミス環境の構築等に係る取引については、業務の進捗に応じて履行義務を充足する一方、対価の支払時期は契約に定める支払条件（着手金、中間金、完了時精算等）に従うため、履行義務の充足時期と支払時期に差異が生じる場合があります、これが契約資産及び契約負債の残高発生 of 主な要因となっております。ライセンスの供与に係る取引については、契約期間にわたり履行義務を充足する一方、対価は契約時又は一定期間ごとに請求・回収されるため、同様に契約負債が発生する場合があります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内である履行義務は注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、ライセンス供与に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額は195百万円であり、これらのうち、期末日後1年以内に約20%、1年超3年以内に約45%、残りの約35%は4年以降に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自2023年10月1日 至2024年9月30日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自2023年10月1日 至2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスであるため、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えることから、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	韓国	米国	合計
466	170	47	684

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	韓国	米国	合計
11	4	—	15

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスであるため、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えることから、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	韓国	米国	合計
804	448	84	1,336

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	韓国	米国	合計
3	110	—	113

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は単一セグメントであるため、報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報の記載は省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自2023年10月1日 至2024年9月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

当連結会計年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

	前連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
1株当たり純資産額	△233.40円
1株当たり当期純損失(△)	△133.91円

(注) 1. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3. A種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式については、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、その普通株式相当数を普通株式と同等の株式としております。

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
1株当たり当期純損失(△)	
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△746
普通株主に帰属しない金額(百万円)	251
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失(△)(百万円)	△998
普通株式の期中平均株式数(株) (うち普通株式数(株)) (うちA種優先株式数(株)) (うちA-2種優先株式(株)) (うちB種優先株式数(株))	17,084,992 (7,456,280) (3,580,448) (3,229,750) (2,818,514)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権13種類(新株予約権の 数2,584,031個 普通株式 2,584,031株)

当連結会計年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

	当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
1株当たり純資産額	△229.17円
1株当たり当期純損失（△）	△35.13円

- （注） 1. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. A種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式については、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、その普通株式相当数を普通株式と同等の株式としております。
4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
1株当たり当期純損失（△）	
親会社株主に帰属する当期純利益 （百万円）	9
普通株主に帰属しない金額（百万円）	274
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失（△）（百万円）	△265
普通株式の期中平均株式数（株）	17,512,219
（うち普通株式数（株））	(7,556,138)
（うちA種優先株式数（株））	(3,580,448)
（うちA-2種優先株式（株））	(3,229,750)
（うちB種優先株式数（株））	(3,145,883)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権16種類(新株予約権の 数2,392,187個 普通株式 2,392,187株)

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2026年6月19日開催の取締役会において、A種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年7月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式について、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2026年7月17日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 3,580,448株

A-2種優先株式 3,229,750株

B種優先株式 3,145,883株

(2) 交換により交付した普通株式数 9,956,081株

(3) 交換後の発行済普通株式数 18,415,288株

(単元株制度の採用)

当社は、2026年7月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)
給料手当	121百万円
賞与引当金繰入額	3
退職給付費用	5

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)
現金及び預金勘定	3,241百万円
現金及び現金同等物	3,241

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはAIソリューション事業単一セグメントであり、顧客の契約から生じる収益の内訳は以下の通りです。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(単位: 百万円)

	日本	韓国	米国	合計
顧客との契約から生じる収益	520	378	34	933
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	520	378	34	933

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)
1株当たり中間純利益	23円28銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	320
普通株主に帰属しない金額(百万円)	142
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (百万円)	177
普通株式の期中平均株式数(株)	17,589,484
(うち普通株式数(株))	(7,633,403)
(うちA種優先株式数(株))	(3,580,448)
(うちA-2種優先株式(株))	(3,229,750)
(うちB種優先株式数(株))	(3,145,883)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連 結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第17回新株予約権 新株予約権の数 154,622個 普通株式 154,622株 第18回新株予約権 新株予約権の数 15,000個 普通株式 15,000株

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. A種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式については、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、その普通株式相当数を普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2026年6月19日開催の取締役会において、A種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年7月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式について、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2026年7月17日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 3,580,448株

A-2種優先株式 3,229,750株

B種優先株式 3,145,883株

(2) 交換により交付した普通株式数 9,956,081株

(3) 交換後の発行済普通株式数 18,415,288株

(単元株制度の採用)

当社は、2026年7月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	-	19	14.1	-
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	79	14.1	2026年～2029年
合計	-	99	-	-

(注) 1 平均利率については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	23	26	30	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

2026年8月21日開催の取締役会において報告された第6期第3四半期連結会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第6期第3四半期連結累計期間（2025年10月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表は次のとおりであります。

当社は、第3四半期連結会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2025年10月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューが行われており、期中レビュー報告書を受領しております。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (2026年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,500
売掛金及び契約資産	330
仕掛品	1
その他	57
流動資産合計	3,890
固定資産	
有形固定資産	90
無形固定資産	
ソフトウェア	82
無形固定資産合計	82
投資その他の資産	
繰延税金資産	50
その他	35
投資その他の資産合計	86
固定資産合計	258
資産合計	4,148
負債の部	
流動負債	
未払金	75
リース債務	21
契約負債	209
賞与引当金	21
未払法人税等	85
その他	140
流動負債合計	555
固定負債	
リース債務	62
退職給付に係る負債	86
繰延税金負債	21
資産除去債務	5
固定負債合計	175
負債合計	730

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(2026年6月30日)

純資産の部

株主資本

資本金 95

資本剰余金 4,632

利益剰余金 △1,718

株主資本合計 3,009

その他の包括利益累計額

為替換算調整勘定 408

退職給付に係る調整累計額 0

その他の包括利益累計額合計 408

純資産合計 3,418

負債純資産合計 4,148

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第3四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
売上高	1,398
売上原価	503
売上総利益	895
販売費及び一般管理費	657
営業利益	237
営業外収益	
受取利息	62
為替差益	187
その他	4
営業外収益合計	254
営業外費用	
支払利息	9
その他	0
営業外費用合計	9
経常利益	482
税金等調整前四半期純利益	482
法人税等	76
四半期純利益	405
親会社株主に帰属する四半期純利益	405

(四半期連結包括利益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
四半期純利益	405
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	24
退職給付に係る調整額	△0
その他の包括利益合計	24
四半期包括利益	430
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	430

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(セグメント情報等の注記)

当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自2025年10月1日 至2026年6月30日)	
減価償却費	37百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自2025年10月1日 至2026年6月30日)
1株当たり四半期純利益	24円53銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	405
普通株主に帰属しない金額(百万円)	216
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	189
普通株式の期中平均株式数(株)	17,684,908
(うち普通株式数(株))	(7,728,827)
(うちA種優先株式数(株))	(3,580,448)
(うちA-2種優先株式(株))	(3,229,750)
(うちB種優先株式数(株))	(3,145,883)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第17回新株予約権 新株予約権の数 154,622個 普通株式 154,622株 第18回新株予約権 新株予約権の数 15,000個 普通株式 15,000株

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. A種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式については、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、その普通株式相当数を普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2026年6月19日開催の取締役会において、A種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年7月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式について、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2026年7月17日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 3,580,448株

A-2種優先株式 3,229,750株

B種優先株式 3,145,883株

(2) 交換により交付した普通株式数 9,956,081株

(3) 交換後の発行済普通株式数 18,415,288株

(単元株制度の採用)

当社は、2026年7月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 9 月 30 日)	当事業年度 (2025年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,378	2,373
関係会社未収入金	147	2
その他	23	55
流動資産合計	2,550	2,431
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	0	0
減価償却累計額	△0	△0
工具、器具及び備品（純額）	0	0
有形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	0	353
関係会社長期貸付金	250	-
関係会社貸倒引当金	△148	-
投資その他の資産合計	101	353
固定資産合計	101	353
資産合計	2,651	2,785

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 9 月 30 日)	当事業年度 (2025年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
未払金	65	28
関係会社未払金	-	8
未払法人税等	0	0
賞与引当金	-	0
その他	2	2
流動負債合計	68	40
固定負債		
関係会社事業損失引当金	59	-
その他	2	-
固定負債合計	61	-
負債合計	129	40
純資産の部		
株主資本		
資本金	80	82
資本剰余金		
資本準備金	1,527	1,529
その他資本剰余金	1,447	1,447
資本剰余金合計	2,975	2,976
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△533	△314
利益剰余金合計	△533	△314
株主資本合計	2,522	2,744
純資産合計	2,522	2,744
負債純資産合計	2,651	2,785

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)
営業収益		
関係会社経営指導料	11	26
営業収益合計	11	26
営業費用		
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 123	※ 1, ※ 2 207
営業費用合計	123	207
営業損失 (△)	△112	△180
営業外収益		
受取利息	※ 1 78	※ 1 92
為替差益	-	99
関係会社貸倒引当金戻入額	-	※ 6 148
関係会社事業損失引当金戻入額	※ 3 98	※ 3 59
その他	0	-
営業外収益合計	177	400
営業外費用		
支払利息	※ 1 2	-
為替差損	152	-
株式交付費	10	-
関係会社貸倒引当金繰入額	※ 4 148	-
関係会社事業損失引当金繰入額	※ 5 41	-
その他	0	-
営業外費用合計	355	-
経常利益又は経常損失 (△)	△290	219
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△290	219
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等合計	0	0
当期純利益又は当期純損失 (△)	△291	219

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	0	0	-	0	△242	△242	△241	△241
当期変動額								
新株の発行	1, 526	1, 526		1, 526		-	3, 052	3, 052
新株の発行 (新株予約権の行使)	0	0		0		-	1	1
資本金から剰余金への振替	△1, 447		1, 447	1, 447			-	-
当期純損失(△)					△291	△291	△291	△291
当期変動額合計	79	1, 527	1, 447	2, 974	△291	△291	2, 763	2, 763
当期末残高	80	1, 527	1, 447	2, 975	△533	△533	2, 522	2, 522

当事業年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	80	1, 527	1, 447	2, 975	△533	△533	2, 522	2, 522
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	1	1		1			3	3
当期純利益					219	219	219	219
当期変動額合計	1	1	-	1	219	219	222	222
当期末残高	82	1, 529	1, 447	2, 976	△314	△314	2, 744	2, 744

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

工具器具備品については定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 関係会社貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額のうち、当該関係会社に対して計上している貸倒引当金を超過する金額について計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、子会社に対して経営指導、人事・経理財務等の管理業務の継続的な提供をしております。

子会社に対する経営指導及び人事・経理財務等の管理業務においては、契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務となっております。当該履行義務は、グループ会社がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、一定期間における履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、短期のうちに支払条件が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

工具器具備品については定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～5年

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 関係会社貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額のうち、当該関係会社に対して計上している貸倒引当金を超過する金額について計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、子会社に対して経営指導、人事・経理財務等の管理業務の継続的な提供をしております。

子会社に対する経営指導及び人事・経理財務等の管理業務においては、契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務となっております。当該履行義務は、グループ会社がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、一定期間における履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、当社の取引に関する支払条件は、短期のうちに支払条件が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)	当事業年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
営業取引による取引高		
関係会社管理費	14百万円	4百万円
営業取引以外の取引高		
受取利息	3	2
支払利息	2	-

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0%、当事業年度0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100%、当事業年度100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)	当事業年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
役員報酬	41百万円	53百万円
支払報酬	51	113
減価償却費	0	0
賞与引当金繰入額	-	0

※3 関係会社事業損失引当金戻入額

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社連結子会社であるAllganize Japan株式会社の債務超過相当額に対して計上していた引当金について、同社への貸付金に対する引当金を新たに計上したことに伴う戻入であります。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当社連結子会社であるAllganize Korea Co., Ltd.の債務超過が解消されたことに伴う戻入であります。

※4 関係会社貸倒引当金繰入額

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社連結子会社であるAllganize Japan株式会社の債務超過相当額に対して計上していた引当金について、同社への貸付金に対する引当金を新たに計上したことに伴う繰入であります。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

※5 関係会社事業損失引当金繰入額

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社連結子会社であるAllganize Korea Co., Ltd.の債務超過相当額に対して引当金を計上したことに伴う繰入であります。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

※6 関係会社貸倒引当金戻入額

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当社連結子会社であるAllganize Japan株式会社の債務超過が解消されたことに伴う戻入であります。

（有価証券関係）

前事業年度（2024年9月30日）

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
関係会社株式	0

当事業年度（2025年9月30日）

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
関係会社株式	353

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年 9 月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年 9 月30日)
繰延税金資産	
関係会社貸倒引当金	49百万円
関係会社事業損失引当金	19
子会社株式評価損	8
税務上の繰越欠損金	89
繰延税金資産小計	167
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△89
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△78
評価性引当額小計	△167
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産 (負債) の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度において税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

なお、当社は、過年度に実施したインバージョン取引により、米国税法上のインバージョン税制の適用を受けており、米国連邦法人税の観点では米国人として取り扱われています。これに伴い、当社は日本税法に基づく税務申告のみならず、米国税法に基づき、米国人としての税務申告を実施しています。

当事業年度 (2025年 9 月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年 9 月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	0百万円
子会社株式評価損	8
税務上の繰越欠損金	79
繰延税金資産小計	88
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△79
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8
評価性引当額小計	△88
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産 (負債) の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年 9 月30日)
法定実効税率	33.58%
(調整)	
法人住民税均等割額	0.43
評価性引当額の増減	△35.90
その他	2.32
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.43

なお、当社は、過年度に実施したインバーション取引により、米国税法上のインバーション税制の適用を受けており、米国連邦法人税の観点では米国法人として取り扱われています。これに伴い、当社は日本税法に基づく税務申告のみならず、米国税法に基づき、米国法人としての税務申告を実施しています。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

「重要な会計方針 6 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

「重要な会計方針 5 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(子会社の増資)

当社は、2026年1月16日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月28日に米国における子会社への増資払込をいたしました。

(1) 増資の目的

当社の米国地域事業を中長期的に安定拡大させるための投資費用に充当するものです。

(2) 増資した子会社の概要

- | | |
|----------|------------------|
| ①子会社の名称 | Allganize Inc. |
| ②所在地 | 米国テキサス州 |
| ③事業の内容 | AIソリューションの開発及び販売 |
| ④増資金額 | 457百万円 |
| ⑤増資後の資本金 | 457百万円 |
| ⑥出資比率 | 当社100% |

(優先株式の取得及び消却)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(単元株制度の採用)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	0	0	-	0	0	0	0
有形固定資産計	0	0	-	0	0	0	0

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
関係会社貸倒引当金	148	—	—	148	—
賞与引当金	—	0	—	—	0
関係会社事業損失引当金	59	—	—	59	—

(注) 「当期減少額(その他)」は洗替による戻入額である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料 （注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 https://www.allganize.ai/ja/home
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所グロース市場に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(米ドル)	移動理由
2023年11月6日	Fast Cowell Private Equity Fund GP Fast Investment Co., Ltd. CEO Jiwoong Park	5th Floor, Suite 513, 151 Teheran-ro, Gangnam-gu, Seoul, South Korea	—	Murex Wave No. 3 Fund CEO Bumsuk Lee	2F, 18-6, Dosan-daero 45-gil, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	特別利害関係者(大株主上位10名)	A種優先株式 34,339	154,532.37 (4.5) (注) 4	移動前所有者のファンド運用期間が満期を迎える時期が近づいているため
2023年11月6日	Fast Cowell Private Equity Fund GP Fast Investment Co., Ltd. CEO Jiwoong Park	5th Floor, Suite 513, 151 Teheran-ro, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	—	INTERVEST DEEP-TECH FUND INTERVEST CO., LTD. CEO Taeyong Lee	511, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	特別利害関係者(大株主上位10名)	A種優先株式 34,339	154,532.37 (4.5) (注) 4	移動前所有者のファンド運用期間が満期を迎える時期が近づいているため
2026年1月27日	—	—	—	佐藤 康雄	—	特別利害関係者等(当社の取締役)	普通株式 30,000	1,211,418 (0.26) (注) 5	新株予約権の権利行使
							普通株式 25,000	1,553,100 (0.4) (注) 5	
							普通株式 70,000	4,348,680 (0.4) (注) 5	
2026年3月25日	—	—	—	シン・キビン	—	特別利害関係者等(当社の取締役)	普通株式 170,000	1,349 (0.0001) (注) 5	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2023年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的关系会社
4. 移動価格は、B種優先株式の発行価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 当社が付与した新株予約権の権利行使によるものであり、移動価格（1株当たりの払込金額）は、当該新株予約権の発行時に決定した行使価格によるものであります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2023年11月30日	2024年2月12日	2024年3月15日
種類	B種優先株式	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	3,145,883株	普通株式 125,319株	普通株式 108,000株
発行価格	6.4289米ドル (注) 3	1.2米ドル (注) 4	1.2米ドル (注) 4
資本組入額	3.21445米ドル	0.6米ドル	0.6米ドル
発行価額の総額	20,224,567.24米ドル	150,382.8米ドル	129,600米ドル
資本組入額の総額	10,112,283.62米ドル	75,191.4米ドル	64,800米ドル
発行方法	有償第三者割当	2024年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権③	新株予約権④	新株予約権⑤
発行年月日	2024年3月15日	2024年6月14日	2024年6月14日
種類	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 200,000株	普通株式 60,000株	普通株式 70,000株
発行価格	1.2米ドル (注) 4	1.2米ドル (注) 4	1.2米ドル (注) 4
資本組入額	0.6米ドル	0.6米ドル	0.6米ドル
発行価額の総額	240,000米ドル	72,000米ドル	84,000米ドル
資本組入額の総額	120,000米ドル	36,000米ドル	42,000米ドル
発行方法	2024年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権⑥	新株予約権⑦	新株予約権⑧
発行年月日	2024年7月19日	2024年11月15日	2024年11月15日
種類	第13回新株予約権 (ストック・オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)	第15回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 7,000株	普通株式 25,000株	普通株式 28,000株
発行価格	1.2米ドル (注) 4	1.2米ドル (注) 4	1.2米ドル (注) 4
資本組入額	0.6米ドル	0.6米ドル	0.6米ドル
発行価額の総額	8,400米ドル	30,000米ドル	33,600米ドル
資本組入額の総額	4,200米ドル	15,000米ドル	16,800米ドル
発行方法	2024年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年2月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権⑨	新株予約権⑩	新株予約権⑪
発行年月日	2025年3月21日	2026年2月20日	2026年2月20日
種類	第16回新株予約権 (ストック・オプション)	第17回新株予約権 (ストック・オプション)	第18回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 3,000株	普通株式 154,622株	普通株式 15,000株
発行価格	1.9米ドル (注) 4	1.1米ドル (注) 4	1.1米ドル (注) 4
資本組入額	0.85米ドル	0.55米ドル	0.55米ドル
発行価額の総額	5,700米ドル	170,084.2米ドル	16,500米ドル
資本組入額の総額	2,550米ドル	85,042.1米ドル	8,250米ドル
発行方法	2024年12月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2025年12月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2025年12月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規則に関し、同取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年以内の後に、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場直後の増資による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者に関して、募集株式の継続所有、株主継続保有その他同取引所が必要と認める事項について確約をするものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同施行規則第272条の規定に基づき、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年以内の後に

において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等の新株予約権の継続所有、議決時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとる場合があります。

(4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年9月30日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を基礎として算出しております。
4. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を基礎として算出しており、普通株式1株の発行価格は、優先株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき1.2米ドル	1株につき1.2米ドル	1株につき1.2米ドル
行使期間	自 2024年3月1日 至 2033年12月31日	自 2024年4月1日 至 2033年12月31日	自 2024年4月1日 至 2033年12月31日
行使の条件	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき1.2米ドル	1株につき1.2米ドル	1株につき1.2米ドル
行使期間	自 2024年7月1日 至 2033年12月31日	自 2024年7月1日 至 2033年12月31日	自 2024年8月1日 至 2033年12月31日
行使の条件	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑦	新株予約権⑧	新株予約権⑨
行使時の払込金額	1株につき1.2米ドル	1株につき1.2米ドル	1株につき1.9米ドル
行使期間	自 2024年12月1日 至 2033年12月31日	自 2024年12月1日 至 2033年12月31日	自 2025年4月1日 至 2034年12月31日
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況（2）新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況（2）新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況（2）新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に関 する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑩	新株予約権⑪
行使時の払込金額	1株につき1.1米ドル	1株につき1.1米ドル
行使期間	自 2026年3月1日 至 2035年12月31日	自 2026年3月1日 至 2035年12月31日
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況（2）新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況（2）新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に関 する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権②については、権利の喪失等により従業員3名1,980株分の権利が喪失しております。

7. 新株予約権⑥については、権利の喪失等により従業員1名660株分の権利が喪失しております。

8. 新株予約権⑩については、権利の喪失等により従業員1名1,000株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
SK TELECOM INNOVATION FUND, L.P. SK Telecom Venture Capital, L.L.C. President Jaejoon Lee 資本金 513,820.5米ドル	4151 Burton Drive Santa Clara, CA, USA	投資事業組合	622,190	3,999,997.29 (6.4289)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
Murex Wave No.3 Fund MUREX PARTNERS LLC CEO Bumsuk Lee 資本金 370,000,000ウォン	13th floor, 6, Dosan-daero 317, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	投資事業組合	598,858	3,849,998.20 (6.4289)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
INTERVEST DEEP-TECH FUND INTERVEST CO.,LTD. CEO Taeyong Lee 資本金 10,000,000,000ウォン	511, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	投資事業組合	598,858	3,849,998.20 (6.4289)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
LG UPLUS FUND II LLC LG Technology Ventures LLC CEO Dong-Su Kim 資本金 1000米ドル	2755 Great America Way #425 Santa Clara, CA 95054, USA	投資事業組合	311,095	1,999,998.65 (6.4289)	—
Atinum Growth Fund 2020 Atinum Investment Co., Ltd. CEO Ki Chun Shin 資本金 24,000,000,000ウォン	9, Teheran-ro 103-gil, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	投資事業組合	311,095	1,999,998.65 (6.4289)	—
KDDI Open Innovation Fund3号 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役 百合本 安彦 資本金 100百万円	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	投資事業組合	232,427	1,494,249.94 (6.4289)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
KB Smart Scale Up Fund KB Investment Co., Ltd CEO Bobnyol Yoon 資本金 112,626,640,000ウォン	731, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	投資事業組合	77,774	500,001.27 (6.4289)	—
KB Secondary Plus Fund KB Investment Co., Ltd CEO Bobnyol Yoon 資本金 112,626,640,000ウォン	731, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	投資事業組合	77,774	500,001.27 (6.4289)	—
KB Fintech Innovation Fund II KB Investment Co., Ltd CEO Bobnyol Yoon 資本金 112,626,640,000ウォン	731, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	投資事業組合	77,773	499,994.84 (6.4289)	—

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
Smart Korea Naver- Stonebridge Rising Fund Stonebridge Ventures, Inc. CEO Sung Woon Yu 資本金 9,075,415,000ウォン	14F, 211 Teheran-ro, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	投資事業組合	77,773	499,994.84 (6.4289)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
FuturePlay Unicorn Fund II FuturePlay, Inc. CIO Jaiwoong Choi 資本金 6,000,740,000ウォン	561, Seolleung-ro, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	投資事業組合	77,773	499,994.84 (6.4289)	—
株式会社三井住友銀行 代表取締役 福留 朗裕 資本金 1,771,093百万円	東京都千代田区丸の内一 丁目1番2号	銀行業	29,273	188,193.19 (6.4289)	取引銀行
Won Tae Kim	Seocho-gu, Seoul, Republic of Korea	会社員	21,300	136,935.57 (6.4289)	—
Myoung Jin Shin	Yongsan-gu Seoul, Republic of Korea	会社員	21,300	136,935.57 (6.4289)	—
The Stephen Hart Wadsworth Family Trust Trustee Stephen Wadsworth	5 Atherton Oaks Lane, Atherton, CA, USA	投資事業組合	10,620	68,274.92 (6.4289)	—

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
当社子会社従業員 8名	—	会社員	125,319	150,382.8 (1.2)	当社子会社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
当社子会社従業員 6名	—	会社員	108,000	129,600 (1.2)	当社子会社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
Jivodar Tchakarov	515 Woodland St. Houston, TX 77009, USA	会社役員	100,000	120,000 (1.2)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
当社子会社従業員 1名	—	会社員	100,000	120,000 (1.2)	当社子会社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
当社従業員 1 名	—	会社員	60,000	72,000 (1.2)	当社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
当社子会社従業員 3 名	—	会社員	70,000	84,000 (1.2)	当社子会社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
当社子会社従業員 3 名	—	会社員	7,000	8,400 (1.2)	当社子会社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑦

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
当社子会社従業員 1 名	—	会社員	25,000	30,000 (1.2)	当社子会社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑧

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
当社子会社従業員 2 名	—	会社員	28,000	33,600 (1.2)	当社子会社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑨

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
当社子会社従業員 1 名	—	会社員	3,000	5,700 (1.9)	当社子会社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑩

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
当社子会社従業員 18 名	—	会社員	154,622	170,084.2 (1.1)	当社子会社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑪

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (米ドル)	取得者と提出会社との関係
当社子会社従業員 1 名	—	会社員	15,000	16,500 (1.1)	当社子会社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数 の割合（%）
イ・チャンス ※1,2	Katy TX, USA	7,403,998	36.61
Atinum Growth Fund 2020 ※1	9, Teheran-ro 103-gil, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	2,243,151	11.09
KDDI Open Innovation Fund3 号 ※1	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	1,045,774	5.17
Intervest Deep-Tech Fund ※1	511, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	988,778	4.89
佐藤 康雄 ※ 3	—	968,000 (750,000)	4.79 (3.71)
Sparklabs Ventures Ignition Fund, LP ※1	50 Woodside Plz, Ste 329 Redwood City, California 94061, USA	759,857	3.76
Murex Wave No.3 Fund ※1	13th floor, 6, Dosan-daero 317, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	633,197	3.13
SK TELECOM INNOVATION FUND, L.P. ※1	4151 Burton Drive Santa Clara, CA, USA	622,190	3.08
Smart Korea Naver- Stonebridge Rising Fund ※1	14F, 211 Teheran-ro, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	560,788	2.77
KDDI Open Innovation Fund2 号※1	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	464,996	2.30
シン・キビン ※ 3	—	420,000 (250,000)	2.08 (1.24)
Laguna Young Entrepreneur Fund No.1	3F, Samseong Building, 7, Samseong-ro 86-gil Gangnam-gu, Seoul, ,Republic of Korea	345,009	1.71
LG UPLUS FUND II LLC	2755 Great America Way #425 Santa Clara, CA 95054, USA	311,095	1.54
KDBC-FP Technext Fund I	22, Eunhaeng-ro, Yeonggeungpo-gu, Seoul,07242, Republic of Korea	278,998	1.38
— ※ 5	—	230,000 (127,500)	1.14 (0.63)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	190,277	0.94
Joon Yeon Choeh	Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	185,999	0.92
— ※ 5	—	138,870 (95,000)	0.69 (0.47)
Myoung Jin Shin	Yongsan-gu Seoul, Republic of Korea	138,450	0.68
Won Tae Kim	Seocho-gu, Seoul, Republic of Korea	138,450	0.68
Jong Hwan Park	Seocho-gu, Seoul, Republic of Korea	117,150	0.58
Tae Ho Kim	Bundang-gu, Seongnam-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	106,875	0.53

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数 の割合（％）
— ※ 5	—	106,500 (6,500)	0.53 (0.03)
Jivodar Tchakarov ※ 4	Woodland St, Houston, TX 77009, USA	105,000 (105,000)	0.52 (0.52)
— ※ 5	—	101,452 (80,363)	0.5 (0.4)
Jung Hee Ryu	Seocho-gu, Seoul, Korea	93,000	0.46
— ※ 5	—	85,000 (60,000)	0.42 (0.3)
KB Fintech Innovation Fund II	731, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	82,233	0.41
KB Smart Scale Up Fund	731, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	82,233	0.41
KB Secondary Plus Fund	731, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	82,233	0.41
FuturePlay Unicorn Fund II	561, Seolleung-ro, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	77,773	0.38
— ※ 5	—	75,000 (38,959)	0.37 (0.19)
Futureplay-Shinhan TechInnovation I	154, Cheonggyecheon-ro, Jung-gu, Seoul, 04543, Republic of Korea	73,418	0.36
— ※ 6	—	73,143	0.36
— ※ 6	—	71,650	0.35
The Stephen Hart Wadsworth Family Trust	5 Atherton Oaks Lane, Atherton, CA, USA	69,034	0.34
— ※ 6	—	61,979	0.31
— ※ 5	—	61,000 (61,000)	0.30 (0.3)
— ※ 5	—	55,597 (4,912)	0.27 (0.02)
— ※ 5	—	52,000 (41,063)	0.26 (0.2)
— ※ 5	—	38,599 (14,888)	0.19 (0.07)
— ※ 5	—	33,123 (2,663)	0.16 (0.01)
— ※ 6	—	32,258	0.16
— ※ 5	—	31,452 (7,917)	0.16 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数 の割合（％）
— ※ 5	—	30,000 (30,000)	0.15 (0.15)
— ※ 6	—	27,006	0.13
— ※ 6	—	26,165	0.13
— ※ 5	—	24,677 (21,677)	0.12 (0.11)
— ※ 6	—	23,722	0.12
— ※ 6	—	16,770	0.08
その他の株主60名		242,098 (113,287)	1.20 (0.56)
計	—	20,226,017 (1,810,729)	100.00 (8.95)

（注） 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- ※2 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
- ※3 特別利害関係者等（当社の取締役）
- ※4 特別利害関係者等（当社子会社の取締役）
- ※5 当社又は当社子会社の従業員
- ※6 当社子会社の元従業員

2. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年9月30日

Allganize Holdings株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島藤 章太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 宗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAllganize Holdings株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Allganize Holdings株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年9月30日

Allganize Holdings株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島藤 章太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 宗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAllganize Holdings株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Allganize Holdings株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月30日

Allganize Holdings株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島藤 章太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 宗
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているAllganize Holdings株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Allganize Holdings株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月30日

Allganize Holdings株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島 藤 章 太 郎
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 宗
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の「経理の状況」のその他に掲げられているAllganize Holdings株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2025年10月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、Allganize Holdings株式会社及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年9月30日

Allganize Holdings株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島藤 章太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 宗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAllganize Holdings株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Allganize Holdings株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年9月30日

Allganize Holdings株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島藤 章太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 宗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAllganize Holdings株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Allganize Holdings株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上